

# 大津市役所の働き方改革

～ITツールを活用して働き方改革を加速～

Otsu City

1

- 1 大津市の紹介
- 2 働き方改革を進める背景
- 3 働き方改革の経過  
大津市職員の働き方改革アクションプラン
- 4 働き方改革に向けた取組
  - (1) 端末管理システム
  - (2) テレワーク
- 5 働き方改革の成果



Otsu City

2

# 1 大津市の紹介



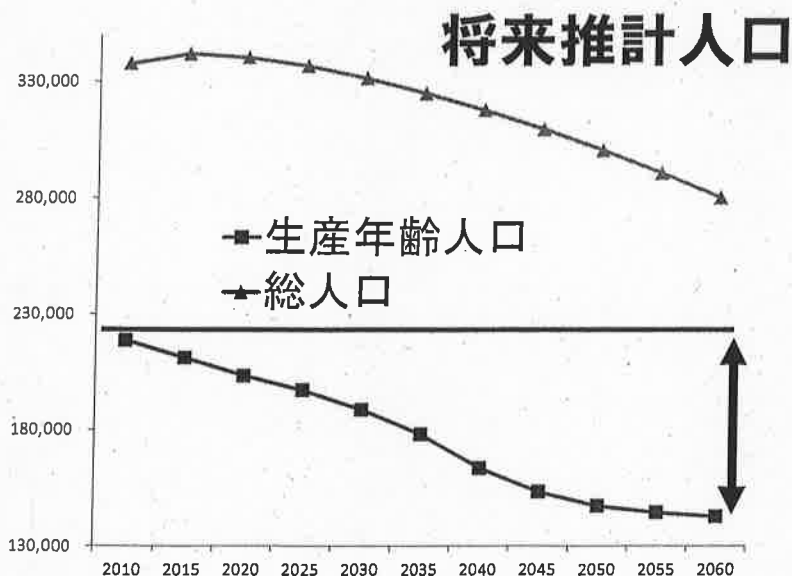
人口：34万2千人  
中核市  
県庁所在地

職員  
(正規) 2,258人  
(臨時等) 2,163人

全国10番目の古都指定

南北に広い地形・様々なまちの顔

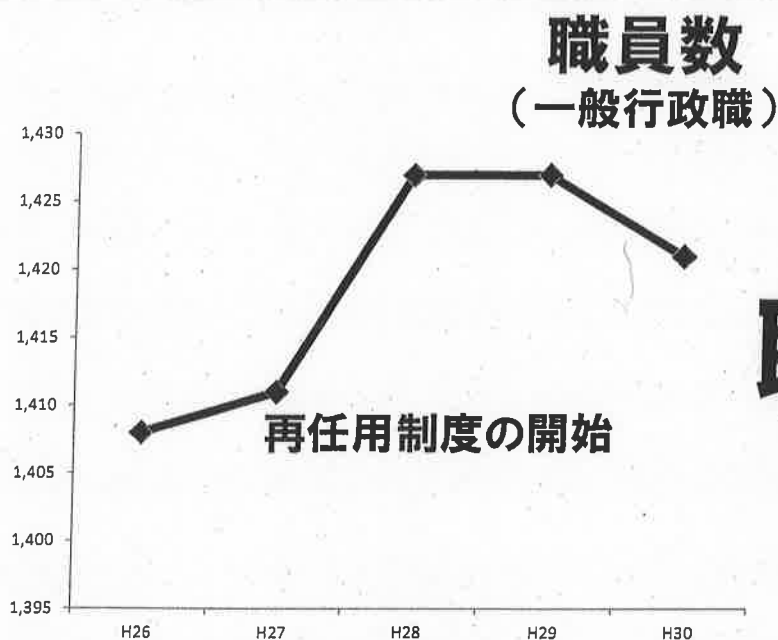
# 2 働き方改革を進める背景



人口 ↓

生産年齢人口  
-35%

## 2 働き方改革を進める背景



**職員数 ↓**

## 2 働き方改革を進める背景

少ない人数で、  
複雑多様化する  
行政課題に向き合っ  
ていく必要がある。

職員の  
**働き方改革**  
(意識改革)

### 3 働き方改革の経過

- 平成22年度 全所属の業務分析(コンサル業務)
- 平成24年度～ 「仕事ダイエット運動」
- 平成26年度 市長からの強いメッセージ
- 平成27年度～ 時間外勤務削減に向けたコンサル業務

#### ①平成29年1月～(取組の本格化)

「職員の健康管理に資する長時間勤務削減取組」を実施

#### ②平成29年5月～11月

働き方改革アクションプラン策定ワーキングチームで議論

平成30年度～ 働き方改革を推進

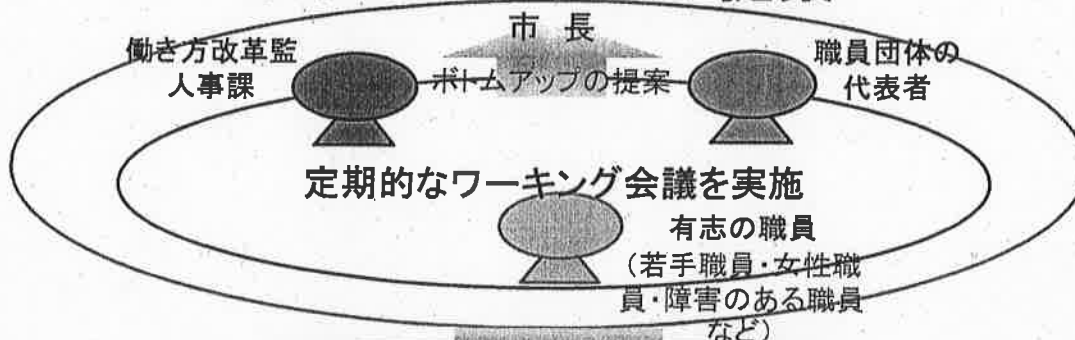
9月～端末管理システム 12月～テレワーク

## 働き方改革アクションプラン

これまでは 当局発信

# 「職員自らが考え、納得して 実行できる取組み」

### ボトムアップ型の提案



実現できるものから制度化

## 働きやすい職場

1 時間外勤務がない職場

2 正當に評価される職場

3 いきいき働ける職場

※働きやすい職場の3つの分類から

業務量の削減

人事配置の見直し

業務に偏りが無い

上司のマネジメント力強化

頑張りが報われる評価

ワーク・ライフ・バランスを意識した評価

評価の基準を揃える

何でも相談できる職場の雰囲気づくり

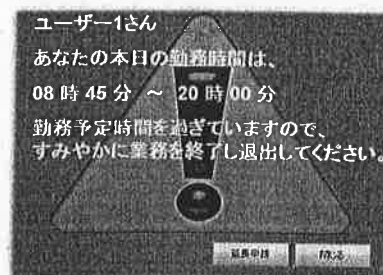
多様な働き方ができる。

職員の健康を守る。

## 4 働き方改革に向けた取組

- (1) 端末管理システムの導入(H30.9～) 時差勤務  
申請のない時間帯のPCの稼働を制限
- (2) テレワーク(H30.12～) 11  
11  
22  
12  
3  
多様な働き方が可能になる在宅勤務  
効率的な働き方が可能になるモバイルワーク
- (3) 健康管理に資する時間外勤務削減に向けた取組(H29.1～) 16  
産業医を活用した時間外勤務の制限  
タイムシートの活用等
- (4) 人事制度の見直し(H29.10～)
  - ①異動時期の見直し
  - ②評価基準の見直し
  - ③時差勤務制度の拡充

## 申請のないパソコンを定時に **強制的にシャットダウン** させるシステム

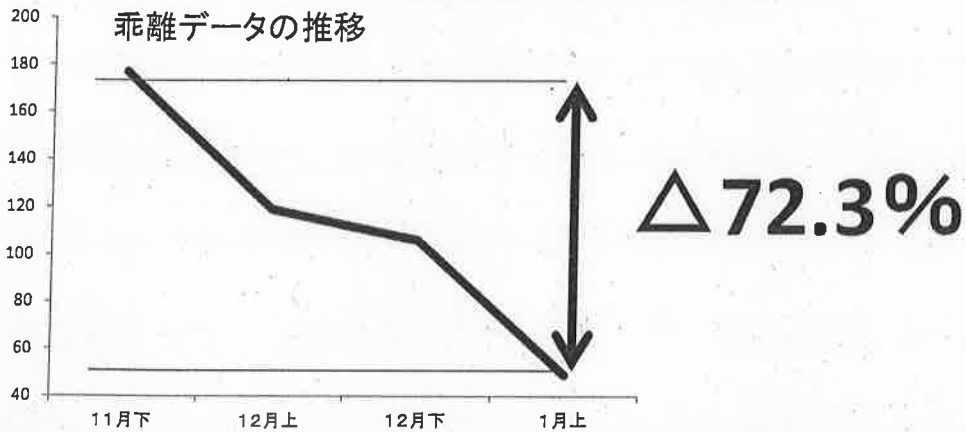


## (導入効果)

- ①勤務時間の適正な管理
- ②時間外勤務の抑制
- ③長時間勤務実施者の減少

# ① 勤務時間の適正な管理

## 端末稼働時間と時間外勤務申請時間の 乖離件数の減少



# ② 時間外勤務の抑制

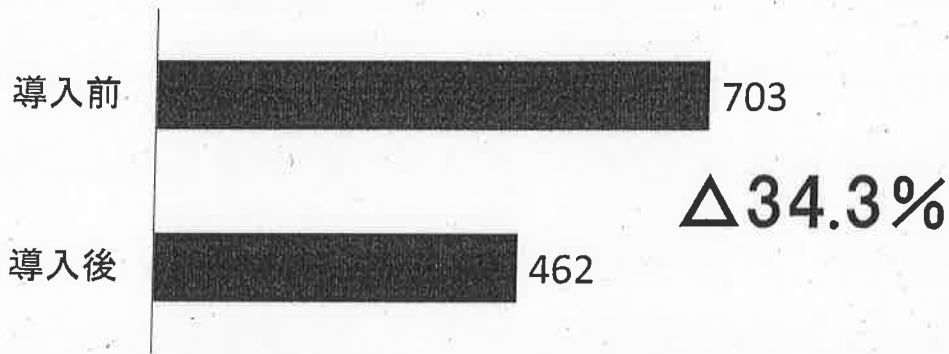
## 約10%の削減

	時間外勤務総時間数(H)
導入前(H29.10~H30.9)	195,923
導入後(H30.10~R1.9)	173,967
前年比較差	-21,956
削減率	-11.2%

### ③ 長時間勤務実施者の減少

長時間勤務実施者  
(月の時間外が45時間を超える者)が大幅に減少

時間外45時間超え職員数比較



Otsu City

15

## テレワークの取組

### ① モバイルワーク

出張先における協議録作成や電子決裁など  
効率的な働き方が可能になるモバイルワーク

平成30年12月から試行開始(10所属)  
令和元年10月時点の実施所属 26所属

### ② 在宅勤務

子育て中の職員などにおいて  
多様な働き方が可能になる在宅勤務

平成31年1月から試行開始(希望職員 8名)  
令和元年10月時点の登録職員 20名



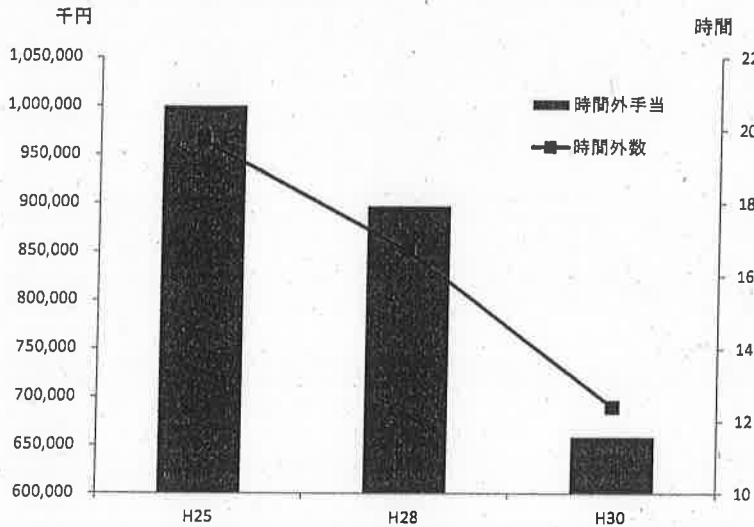
Otsu City

16



## 5 働き方改革の成果

### 平成30年度までの成果



時間外勤務時間数  
**37.2%減**  
(対H25度比)

時間外勤務手当  
**3億4千万減**  
(対H25度比)

### 時間外勤務の実績

平成30年度の実績 (月1人当たりの時間外)

**12.4時間**

(平成25年度比 **△37.2%**)

### 有給休暇の実績

年間 **9.8日** (平成25年度比 **20%↑**)

夏季特別休暇 **5.6日**



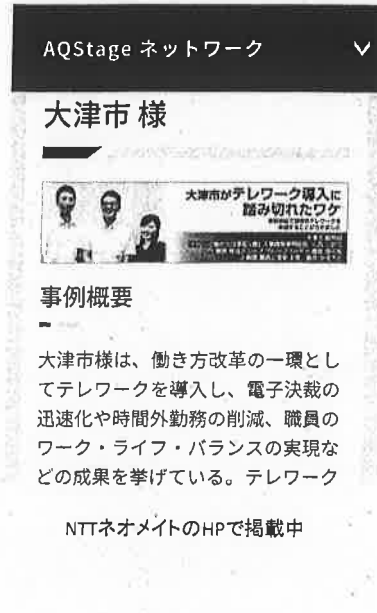


**日経ビジネス**

デジタルで意識改革！  
大津市が働き方改革を加速


大津市：日本最大の湖「びわ湖」を擁する滋賀県の県庁所在地。人口は34万2783人（平成31年2月1日現在）。天智天皇が近江大津宮に遷都して以来、1350年以上の歴史を有する古都である

日経ビジネス電子版で掲載中



AQStage ネットワーク

## 大津市様





大津市がテレワーク導入に踏み切れたワケ

### 事例概要

大津市様は、働き方改革の一環としてテレワークを導入し、電子決裁の迅速化や時間外勤務の削減、職員のワーク・ライフ・バランスの実現などの成果を挙げている。テレワーク

NTTネオメイトのHPで掲載中

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 6,480 円也
内 容	行政視察先への土産代 (西尾市役所・小野市役所・大津市役所)
支 払 先	とさでんショップ
支 払 年 月 日	令和2年 2月 5日 (水)
理 由	<input type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input type="checkbox"/> その他(下記のとおり)  <input type="checkbox"/> 商品単価と個数の記載がないため @2,160×3ヶ <input type="checkbox"/> 宛名の記載がないため  ※ 参考資料、領収証書等があるときは、別紙に整理し添付してください。
上記のとおり支払いましたので証明願います。 会 派 名 保守・中道クラブ 代表者氏名 竹村 邦夫 様 令和2年 3月31日  <div style="text-align: right;">             依頼者氏名 吉永 哲也  </div>	
上記のとおり支払ったことを証明します。 令和2年 3月31日  <div style="text-align: right;">             会 派 名 保守・中道クラブ              代表者氏名 竹村 邦夫  </div>	

行政視察先

(愛知県西尾市役所、兵庫県小野市役所、滋賀県大津市役所) への手土産

76,480-

領 収 書

No.000001-1301-4135

2020年02月05日

様

消費税  
(内税)

480円を含む。  
480円)

¥6,480-

但し、

として上記正に領収いたしました。

支払内訳

現金 ¥6,480  
(内消費税等 ¥480)

 とさでんショップ  
高知龍馬空港2階  
TEL 088-864-3470



※財布等にはさんで保管願く場合は、  
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

活 動 内 容 報 告 書 兼  
政 務 活 動 費 支 出 明 細 書

会派名：保守・中道クラブ

活動内容等	期 間 又 は 月 日	令和2年 2月 12日 (水) ～ 2月 13日 (木)	
	支 出 先	横山 公大	
	目的・内容・ 結 果 等	(1)兵庫県姫路市 (2)大阪府高槻市  新たな庁舎や議場が完成するのに合わせ、本市広報委員会で継続して検討している議会広報の在り方、特に議会だよりの作成に関し、中核市議長会議会報コンクールで受賞経験のある先進地二市を視察し、本市の議会広報の参考とするため	
支出金額等	項 目	使途内容の明細，積算の基礎等	金 額(円)
	調 査 研 究 費	旅費明細のとおり (45,290)	45,290
	研 修 費		
	要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
	会 議 費		
	資 料 作 成 費		
	資 料 購 入 費		
	広 報 広 聴 費		
	人 件 費		
	事 務 諸 費		
	合 計		
領収証書及び支払証明書添付枚数____枚			
備 考			


※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

旅 費 明 細 書

月 日	出 発 地	経 路	到 着 地	宿泊地	鉄 道 費			航空賃	車 賃		食卓料	計	
					営業 換算	運賃	急 行料		計	船 賃			日 当
								定額	実費額	日 数	夜 定額		
2	12	高知 (9:13)	姫路市役所前 (12:44)		267.9	6,310	3,560	9,870	180				10,050
		姫路市役所前 (16:18)	市役所前 (17:39)	高槻市	110.7	260	2,090	2,350	220				19,050
13	市役所前 (10:42)	伊丹空港	高知駅前 (14:35)		17.4	260		260	730				16,190
			( )						740		3,000	13,300	
			( )										0
			( )										0
			( )										0
			( )										0
			( )										0
			( )										0
			( )										0
	支 度 料												0
	旅行雑費				396	6,830	5,650	12,480					45,290
	合 計				0				2,050	2	6,000	13,300	(支給額) 円

(注) 括弧内には、在勤地の出発(予定)時刻を記載すること。  
 ※ 2/12岡山～姫路間、姫路～新大阪間については、団体旅行であること、乗り換えを考慮し、特急(指定席)利用とする。  
 ※ 2/12高知～新大阪間の乗車券6,310円。(姫路で途中下車する。)

行政視察報告書

報告者氏名(視察代表者) 横山 公大 

1 視察者氏名 横山 公大

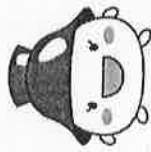
2 視察期間 令和2年 2月 12日(水) ~ 2月13日(木)

3 視察先, 視察事項, 選定理由, 視察結果等

視察日 視察先	視察事項及び 選定理由	視察結果 (参考となった事項, 考察)
2月12日(水) 兵庫県姫路市	新たな庁舎や議場が完成するのに合わせ, 本市広報委員会で継続して検討している議会広報の在り方, 特に議会だよりの作成に関し, 中核市議長会議会報コンクールで受賞経験のある先進地二市を視察し, 本市の議会広報の参考とする	事務局主体の体制で, 常に新しい目線での進化をしていると感じた。 表紙の写真は出来るだけ市民, 特に子供たちの写真を採用し, 市民にとっても楽しみであり, また保存版としても長く保管してくれると期待できる。写真の採用にあたっては, 事前に学校等に確認を入れるが断られたことはないという。ピクトグラムも見出しの目をひくため非常に効果的だと感じた。 また, 表紙には, 発行ナンバーが記されているが, 何月号かが分かりやすく, 工夫されていると感じた。
2月13日(木) 大阪府高槻市	上記のとおり	カラフルで手に取りやすいデザインである。地元の企業にデザインを委託されているとのこと。表紙もシンプルで, ごちゃごちゃとしていなく, 文字数も少なく非常に読みやすい。一気に読めるという評価が分かった。 姫路市同様, ピクトグラムが目を引き。別紙, 市議会のしおりという小冊子も議会のあらましが, 分かりやすく説明されているので, 本市にもあれば有効かと感じた。全体的には空白が上手く使われている印象を受けた。

・視察に係る旅費交通費の内訳は別紙のとおり。

# 議会広報活動について



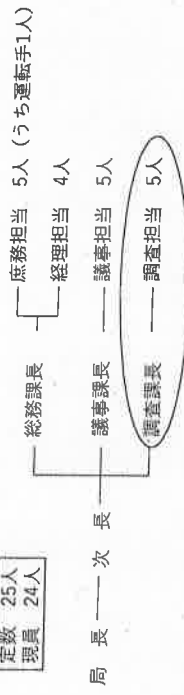
高知市議会 議会広報委員会  
行政視察  
令和2年(2020年)2月12日

## 姫路市議会の概要

・議員数 定数 47人  
現員数 47人

・議会事務局

定数 25人  
現員 24人



## 広報活動

- ★ (1) 議会広報紙
- (2) 点字議会報、声の議会報
- (3) 定期刊行物  
    広報ひめじ  
    市議会PRポスター
- (4) テレビ・ラジオ
- ★ (5) インターネット
- (6) 市議会PRビデオ

## ★(1) 議会報ひめじ

- ・創刊年月日 昭和43年5月20日
- ・発行回数 年4回(定例会号)+臨時会号
- ・発行日 定例会終了日から約1カ月後
- ・配布先及び配布方法 自治会組織を通じて各戸配布
- ・規格 A4判冊子型、縦書き、フルカラー  
文字の大きさ 11ポイント平体93%  
5段組み、1段:13文字×34行  
ページ数 8~12頁
- ・予算 11,119千円(令和元年度)



表紙

- 〔写真〕
- ・話題になった事項に関連するもの
- ・季節感あふれるイベント、風景、行事



定例会の概要

5

・「号数」表示のデザイン変更



6

本会議での質問・答弁

- ・質問者1人に最低1問掲載
- ・質疑・質問が集中した項目については、重複を避け、一括要約して掲載
- ・関連のイラスト、写真を可能な限り掲載
- ・ジャンルごとに振り分け

デザイン・レイアウトの工夫  
 大見出し：ロゴマークとわかりやすいキーワード  
 小見出し：質問：短く簡潔に  
 記事の並び：委員会ごとに



7

・質疑質問者一覧表



- ・別枠で質問議員名、会派名、および主な質疑・質問内容を一括掲載
- ・質問日の初日の前日の朝刊に掲載



8

必 質問者一覧表

### 質問の選び方

1	10000000	地域
2	10000000	交通
3	10000000	安全
4	10000000	選挙
5	10000000	市民サービス
6	10000000	観光
7	10000000	子育て①
8	10000000	医療
9	10000000	財政
10	10000000	福祉対策
11	10000000	学校
12	10000000	子育て②

- ・内容の重複や偏りを避ける
- ・重複する質問は一括要約など
- ・同一議員の過去の質問内容と重複しない



- ・議会用語や難解な言葉  
⇒わかりやすい言葉へ置きかえ
- ・専門用語  
⇒解説の追加  
(例)  
災害時受援計画  
特定老朽危険空家  
不納欠損  
経常収支比率  
PFI

### 決算審査

- ・あらまし
- ・市議会攻略

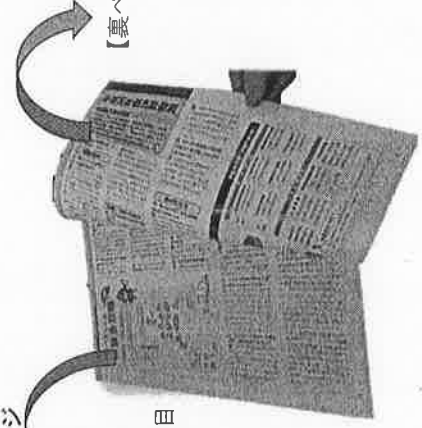
デザイン・レイアウトの工夫  
 ・表ページの左上に視覚に訴えるものを配置  
 ・グラフ：色使いがよい  
 者に馴染み、読込みやすい表現

・表ページと裏ページ

【表ページ】

めくった時に読者の目に入りやすいページ  
 ↓  
 写真、イラスト、キャッチフレーズなどを置く

【裏ページ】



・グラフのデザイン



明度差（明るさと暗さの差）が少ないグラフ

濃淡差をつけたグラフ

委員会等の活動

- ・委員会報告  
定例会中の委員会での要望事項

デザインの工夫

- ・キーワードを太字に一掃め読みしやすい



〈各種記事〉

- ・行政視察報告
- ・請願
- ・人事
- ・意見書
- ・決議
- ・議会の動き



①見出しの工夫

**議会委員会を視察し報告**

- ◆日時 2月21日（日）
- ◆場所 長崎県庁議事室
- ◆出席 長崎県議会議員 佐々木 浩一、佐々木 浩一、佐々木 浩一



②写真のキャプション

写真のキャプションは、写真の内容を正確に伝えるために必要です。写真の撮影日時、場所、撮影者などの情報を記載し、写真の内容を簡潔に説明します。

井上 三郎

### 提出議案とその結果

- ・ 会派ごとの賛否の状況を掲載

#### 【定期掲載記事について】

第1回定例会号	一般会計歳入歳出予算 議案交際費の執行状況
第2回定例会号	「保存版」の挿入 委員会の構成、議会の役割 や定例会の流し、請願・陳情の仕 方、広報案内等
第3回定例会号	決算のあらまし
第4回定例会号	新年のご挨拶 会派別議員構成

### スケジュール

- ・ 通告締切後の課内会議で、議員ご  
とにどの質問を記事として取り上げ  
るが決定

<編集への議員のかかわり>

- ・ 第1回定例会開会1週間前の議会運  
営委員会(2月)で次年度の編集方  
針を報告

- ・ 質問する議員は、質問者一覧に記  
載する主な質疑・質問内容を通告に  
合わせて提出

### 発行部数等

	H31年 第1回 定例会号 4月発行	R元年 5月 臨時会号 6月発行	R元年 第2回 定例会号 7月発行	R元年 第3回 定例会号 10月発行	R元年 第4回 定例会号 1月発行
発行部数	220,000部	220,100部	219,800部	220,000部	220,000部
頁数	12頁	8頁	8頁	10頁	10頁
単価	10,098円	7,4304円	7,4304円	10,098円	10,098円
金額	2,221,560円	1,635,431円	1,633,202円	2,221,560円	2,221,560円
			計		9,933,313円

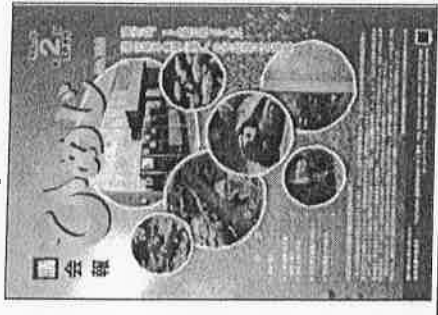
### 議会報の変更

- 平成22年4月
- ・ 文字サイズの拡大・6段→5段組み
- ・ 見出し、色使いの変更



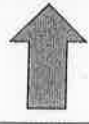
議会報の変遷

平成23年4月 表紙デザインの變更



21

議会報の変遷 平成27年4月 表紙デザインの變更



22

議会報コンクール

(中核市議会議長会 議会報コンクール)

- ・平成19年度 優秀賞
- ・平成26年度 優秀賞
- ・平成28年度 審査員特別賞
- ・平成29年度 優秀賞
- ・令和元年度 優秀賞

審査員コメント (令和元年度)

特長：表紙、質問内容の紹介、「保存版」の「付録」、見出し、文章量

課題：姫路市ならではの「目玉」特長などのオリジナリティ



23

(2) 点字議会報・声の議会報

(視覚障害者向け議会報)

点字議会報…議会報ひめじの点字版

対象者 約50人

令和元年度予算額：1,277千円

声の議会報…議会報ひめじの音声版 (CD)

対象者 約20~25人

令和元年度予算額：355千円



24

(3) 定期刊行物

広報ひめじ(広報課発行)で  
定例会の開催日程をお知らせ

[掲載内容]

- ・定例会日程
- ・本会議中継
- ・質問内容の新聞広告とFMラジオでのお知らせ
- ・傍聴の案内
- ・陳情、請願の受け付け



25

市議会PRポスター



予算: 545,000円 (R元年度)

※広報課予算

作成部数: 1,600枚×年4回

規格: A3版・カラー刷り

紙質: アート紙(110kg)・PP加工

掲示場所: 地域の掲示板(1,200カ所)、

公共施設(300カ所)

26



・ポスター作成の流れ

時期	内容
定例会 開会45日前	写真撮影イベントの決定・撮影指示 ・写真撮影
	写真選定 レイアウト案作成 ・編集
定例会 開会1カ月前	1カ月前議会運営委員会で会議日程案確定後、ポスター 原稿確定
開会前	・印刷⇒議会事務局へ納品 自治会や公共施設等へ発送 ⇒順次、掲示

27

(4) テレビ・ラジオ

(テレビ)

①姫路ケーブルテレビ

- ・本会議中継(ワイリー)
- ・番組ひめじ)委員会で、の
- ・議案や情報(予算)を放送
- ・質問や質問項目を静止画
- ・質問項目を静止画
- ・質問項目を静止画

②サンテレビ(スポット放送)



静止画面+音声(15秒)  
(広報課予算)

28

2020/2/10

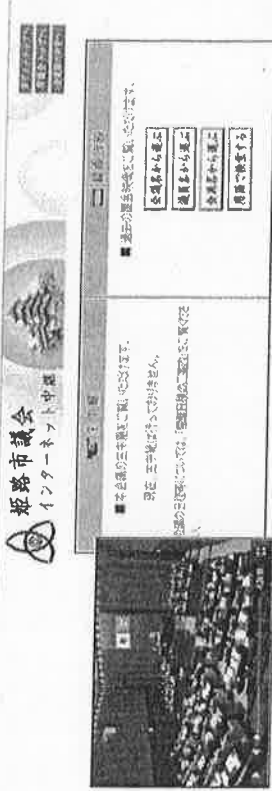
〔ラジオ〕

- ・ラジオ関西
- ・FM GENKI } 定例会日程のお知らせ (広報課予算)
- ・Kiss-FM
- ・FM GENKI } 質問日前日に2回、質問者と主な質問内容を放送  
(各約5分、令和元年度予算額：109千円)

29

★(5) インターネット

- ・平成12年4月から姫路市議会のホームページを公開
- ・本会議中継 (生配信、録画配信、マルチデバイス対応)



30

姫路市フェイスブックへの投稿

- ・定例会開催のお知らせを投稿



31

※その他

①ニュースビジョン



定例会会期のお知らせ

②モニター広告



本会議、委員会の日程を放映

32

## (6) 市議会PRビデオ

(目的)

- ・市議会のしくみや役割等をわかりやすく紹介
- ・市内の中学校、高等学校にDVDを配布し、主権者教育に活用

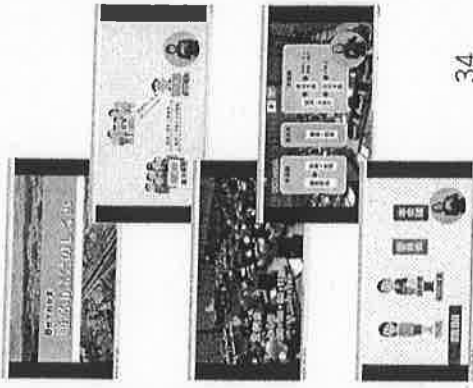


市議会に対する関心を高める！

33

～8分でわかる姫路市議会のしくみ～

- 主な内容
- 二元代表制とは
  - 議員定数、選び方
  - 議決機関と執行機関について
  - 市議会とは
  - 本会議場、委員会の紹介
  - 定例会の流れ
  - 請願、陳情について
  - 傍聴案内
  - 本会議中継、インターネット中継
  - 議会報ひめじ



34

### ・制作の流れ

時期	内容
11月16日	入札執行・業者決定(指名競争入札) ・シナリオ作成 ・撮影場所選定 ・カット割
12月20日	撮影(議場、委員会室、市内各所) ・編集
1月9日～ 1月21日	試写 (事務局内、議会運営委員会) ・一部修正
2月12日	DVD配布
2月14日	YouTube(ひめじ動画チャンネル)で配信開始

35

制作年度 : 平成30年度  
 タイトル : 「8分でわかる 姫路市議会のしくみ」  
 決算額 : 1,026,000円  
 DVD配布先 : 64校  
 (中学校・高等学校  
 特別養護学校)

※YouTubeで視聴できます！



36



# おわり

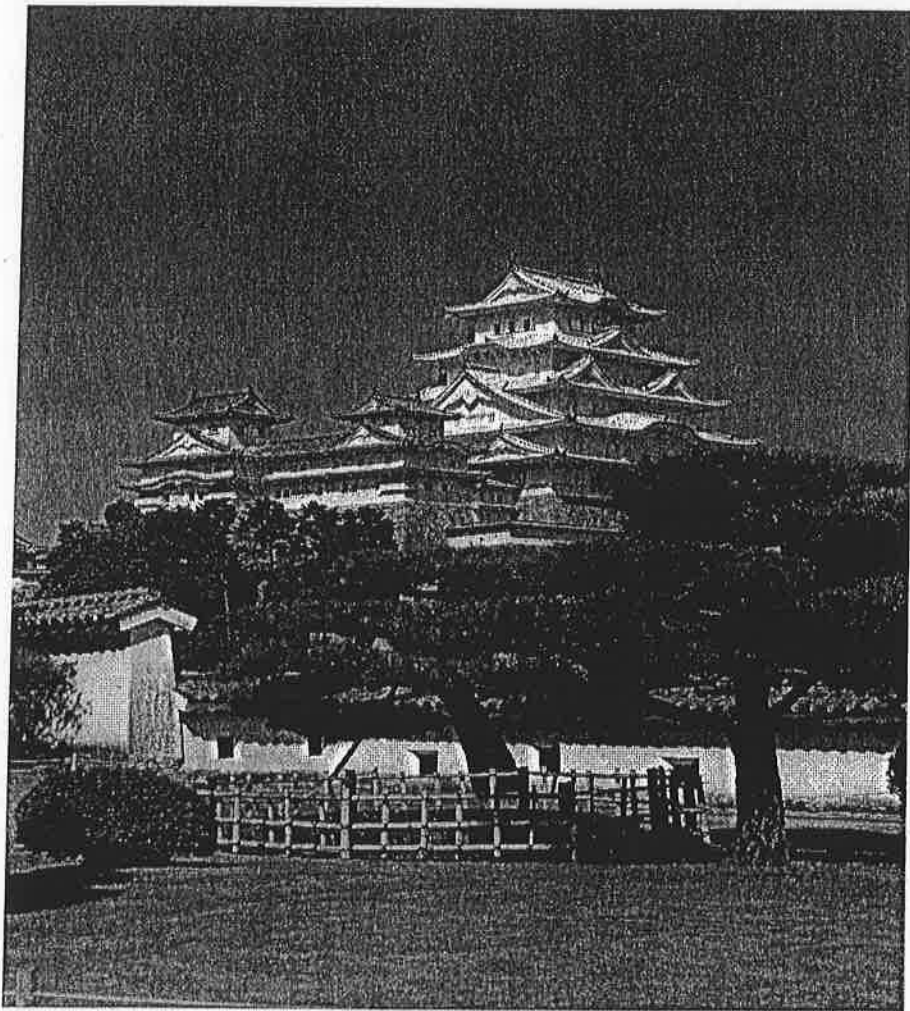
ご清聴ありがとうございました



姫路市議会事務局調査課

# 議會要覽

令和元年度



世界文化遺産・国宝 姫路城

姫路市議会

## 目 次

### 市 勢

1	概 況	1
2	人口・面積	2
3	財 政	3

### 議 会

1	議 員 数	6
2	議会の構成	7
3	議会運営	8
4	議会活動状況	10
5	議員報酬等	11
6	議会事務局	12
7	そ の 他	16

# 市 勢

## 1 概況

姫路市は、明治 22 年の市制施行以来、数次にわたり周辺地域を編入して市域を拡大するとともに、戦後は昭和 21 年にラモート合併により新生姫路市が誕生し、商工業都市として発展してきました。

平成 8 年 4 月に中核市に移行し、平成 18 年 3 月の家島町、夢前町、香寺町及び安富町との合併で、人口 53 万人余りに達し、播磨地域の中核都市としてゆるぎない地位を占めています。

また、平成 26 年 6 月に本市が全国に先駆けて国に提唱し実現に至った都市制度である地方中枢拠点都市（現：連携中枢都市）のモデル都市に選定され、平成 27 年 2 月には、連携中枢都市宣言を行い、同年 4 月に近隣の 6 市 8 町と、そして 12 月には赤穂市と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、播磨圏域全体の経済成長のけん引、高次都市機能の集積などに取り組んでいます。

市域面積は 534 km<sup>2</sup>で、兵庫県南部のほぼ中央に位置し、山陽自動車道、中国自動車道及び国道 2 号をはじめとした主要国道や広域幹線道路が整備され、鉄道網は JR 山陽新幹線・山陽本線・播但線・姫新線、山陽電鉄が東、西、北方面と繋がる交通の要衝となっています。一方、海上交通も家島諸島への定期航路や国内外の貨物航路など姫路市を中心としたネットワークが形成されています。

地勢は、北部から山岳、丘陵、平野、島しょであり、市川、夢前川、揖保川などの河川が北から南に流れています。また、北部の雪彦峰山県立自然公園や南部の瀬戸内海国立公園をはじめ多様な自然資源があり、これらを生かした観光とともに、自然豊かな生活環境にも恵まれています。

臨海部には重厚長大型企業が立地しており、今後も企業立地の優遇制度を拡充し、市内外企業の支援策も充実させ、さらに企業誘致、企業立地の推進に努めています。

また、平成 5 年に、わが国初の世界文化遺産に指定された国宝・姫路城やハリウッド映画のロケ地ともなった書写山圓教寺などの歴史的建造物や貴重な文化遺産も数多く有しています。平成 26 年には、本市生まれの戦国武将である黒田官兵衛をテーマにした大河ドラマ「軍師官兵衛」が放映されました。さらに、平成 27 年 2 月には、本市初となる「世界遺産姫路城マラソン」を開催、3 月には約 5 年半に及んだ大天守保存修理工事が完了し、姫路城がグランドオープンを迎えました。国内外への積極的なプロモーションの効果もあり、平成 27 年度の姫路城入城者数の過去最多記録に続き、平成 28 年度には外国人入城者数が過去最多の 365,180 人を記録しました。

平成 30 年度には、姫路城世界遺産登録 25 周年を記念して、「姫路城 光の庭 Castle of Light」のほか、世界遺産サミット、全国将棋サミット等のイベントを開催し、姫路城の文化的価値をはじめ、本市の多様な魅力を国内外に発信しました。今後も、本市の魅力をさらに高め、世界へ発信するとともに、国際観光都市として一層の推進に努めていきます。

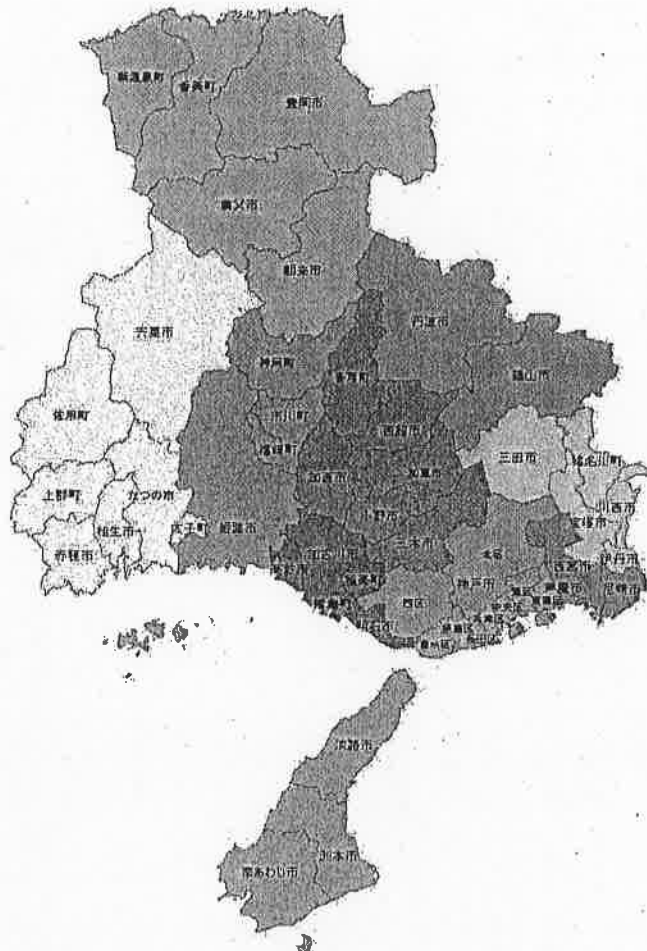
## 2 人口・面積

### (1) 人口・世帯・面積

区 分	平成 31 年 4 月 1 日	平成 27 年国勢調査	平成 22 年国勢調査
人 口 (人)	530,309	535,664	536,270
男 (人)	256,168	258,724	259,320
女 (人)	274,141	276,940	276,950
世帯数 (世帯)	219,840	212,801	205,587
面 積 (km <sup>2</sup> )	534.35	-	-

### (2) 産業別人口

区 分	平成 27 年国勢調査		平成 22 年国勢調査	
	人 数	率 (%)	人 数	率 (%)
第一次産業	2,473 人	1.0 %	2,595 人	1.1 %
第二次産業	76,327 人	31.1 %	74,301 人	30.6 %
第三次産業	157,202 人	64.0 %	151,937 人	62.5 %
分類不能	9,556 人	3.9 %	14,103 人	5.8 %
総 数	245,558 人	100.0 %	242,936 人	100.0 %



### 3 財政

#### (1) 各会計予算総括

区 分	令和元年度				平成30年度	
	当初予算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	1人当たり (円)	当初予算額 (千円)	構成比 (%)
一 般 会 計	221,500,000	57.2	3.9	417,681	213,100,000	56.1
特 別 会 計	109,031,755	28.2	△ 1.8	205,600	111,085,642	29.3
卸 売 市 場 事 業	1,651,245	0.4	△ 31.3	3,114	2,404,308	0.6
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	70,700	0.0	△ 4.1	133	73,700	0.0
国民健康保険事業	53,283,422	13.8	△ 7.1	100,476	57,361,157	15.1
介護保険事業	45,474,186	11.8	5.0	85,750	43,311,151	11.4
後期高齢者医療事業	7,798,536	2.0	6.1	14,706	7,350,004	2.0
奨学学術振興事業	30,220	0.0	△ 1.0	57	30,540	0.0
財政健全化調整	723,446	0.2	30.4	1,364	554,782	0.2
企 業 会 計	56,576,050	14.6	2.0	106,685	55,471,839	14.6
水 道 事 業	17,017,846	4.4	6.3	32,090	16,007,141	4.2
都市開発整備事業	421,495	0.1	△ 30.3	795	604,629	0.2
下 水 道 事 業	39,136,709	10.1	0.7	73,800	38,860,069	10.2
( 下 水 道 )	(36,804,822)	(9.5)	(1.4)	(69,403)	(36,281,741)	(9.5)
( 水 洗 便 所 )	(14,618)	(0.0)	(△ 26.6)	(28)	(19,924)	(0.0)
(コミュニティ・プラント)	(1,151,222)	(0.3)	(△ 0.0)	(2,171)	(1,151,255)	(0.3)
( 集 落 排 水 )	(1,166,047)	(0.3)	(△ 17.1)	(2,199)	(1,407,149)	(0.4)
合 計	387,107,805	100.0	2.0	729,967	379,657,481	100.0

※市民1人当たりの予算額は平成31年4月1日現在の推計人口(530,309人)を基礎とした。

#### ※普通会計決算概要(平成29年度)

歳入総額)	214,371,736千円	地方債現在高	198,810,386千円
歳出総額	206,814,785千円	財政力指数	0.88
歳入歳出差引額	7,556,951千円	実質収支比率	4.8%
実質収支	5,740,040千円	経常収支比率	86.1%
基準財政需要額	87,111,630千円	実質公債費比率	4.2%
基準財政収入額	77,574,286千円	ラスパイレス指数	101.5 (H29.4.1)
標準財政規模	119,813,260千円		

## (2) 一般会計予算款別歳入

区 分	令和元年度				平成30年度	
	当初予算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	1人当たり (円)	当初予算額 (千円)	構成比 (%)
自主財源	116,130,040	52.4	0.6	218,986	115,383,641	54.1
市 税	96,600,000	43.6	0.8	182,158	95,800,000	45.0
分担金及び負担金	1,357,055	0.6	△ 26.6	2,559	1,850,062	0.9
使用料及び手数料	5,589,343	2.5	△ 1.2	10,540	5,659,291	2.7
財産収入	797,327	0.4	67.3	1,504	476,609	0.2
寄 附 金	66,861	0.0	7.4	126	62,243	0.0
繰 入 金	5,514,634	2.5	17.6	10,399	4,689,750	2.2
諸 収 入	6,204,820	2.8	△ 9.4	11,700	6,845,686	3.2
依存財源	105,369,960	47.6	7.8	198,695	97,716,359	45.9
地方譲与税	1,415,000	0.7	6.4	2,668	1,330,000	0.6
利子割交付金	82,000	0.0	15.5	155	71,000	0.0
配当割交付金	476,000	0.2	10.7	898	430,000	0.2
株式等譲渡所得割交付金	485,000	0.2	△ 2.0	915	495,000	0.2
地方消費税交付金	9,980,000	4.5	4.6	18,819	9,540,000	4.5
ゴルフ場利用税交付金	49,000	0.0	△ 7.5	92	53,000	0.0
自動車取得税交付金	289,000	0.1	△ 42.3	545	501,000	0.2
環境性能割交付金	149,000	0.1	皆増	281	—	—
国有提供施設等 所在市助成交付金	7,000	0.0	0.0	13	7,000	0.0
地方特例交付金	1,342,000	0.6	183.7	2,531	473,000	0.2
地方交付税	10,900,000	4.9	△ 0.9	20,554	11,000,000	5.2
交通安全対策特別交付金	98,000	0.1	△ 3.9	185	102,000	0.1
国庫支出金	38,698,955	17.5	10.4	72,974	35,058,382	16.5
県 支 出 金	13,473,005	6.1	10.2	25,406	12,223,777	5.7
市 債	27,926,000	12.6	5.7	52,660	26,432,200	12.4
合 計	221,500,000	100.0	3.9	417,681	213,100,000	100.0

※市民1人当たりの予算額は平成31年4月1日現在の推計人口(530,309人)を基礎とした。

## (3) 一般会計予算目的別・性質別歳出

## ・目的別歳出

区 分	令和元年度				平成30年度	
	当初予算額(千円)	構成比(%)	増減率(%)	1人当たり(円)	当初予算額(千円)	構成比(%)
議 会 費	1,054,205	0.5	2.4	1,988	1,029,280	0.5
総 務 費	15,130,283	6.8	△ 3.4	28,531	15,656,881	7.3
民 生 費	85,909,374	38.8	3.7	161,999	82,807,803	38.9
衛 生 費	16,792,581	7.6	11.3	31,666	15,092,906	7.1
労 働 費	188,399	0.1	△ 19.3	355	233,322	0.1
農林水産業費	2,839,315	1.3	12.5	5,354	2,524,453	1.2
商 工 費	5,887,284	2.6	6.5	11,102	5,526,556	2.6
土 木 費	32,421,492	14.6	8.3	61,137	29,929,169	14.0
消 防 費	7,266,787	3.3	△ 1.2	13,703	7,354,137	3.5
教 育 費	20,367,616	9.2	△ 0.8	38,407	20,530,000	9.6
公 債 費	21,682,947	9.8	6.9	40,887	20,287,109	9.5
諸 支 出 金	11,759,717	5.3	△ 1.4	22,175	11,928,384	5.6
予 備 費	200,000	0.1	0.0	377	200,000	0.1
合 計	221,500,000	100.0	3.9	417,681	213,100,000	100.0

## ・性質別歳出

区 分	令和元年度				平成30年度	
	当初予算額(千円)	構成比(%)	増減率(%)	1人当たり(円)	当初予算額(千円)	構成比(%)
経常的経費	181,396,751	81.9	3.6	342,059	175,046,698	82.1
人 件 費	35,809,099	16.1	0.3	67,525	35,695,514	16.8
物 件 費	27,697,456	12.5	3.5	52,229	26,771,417	12.5
維持補修費	1,037,493	0.5	△ 0.8	1,956	1,046,350	0.5
扶 助 費	55,336,376	25.0	6.0	104,347	52,227,387	24.5
補 助 費 等	12,201,262	5.5	12.0	23,008	10,891,808	5.1
貸 付 金	1,976,467	0.9	△ 27.6	3,727	2,728,467	1.3
積 立 金	154,325	0.1	△ 3.4	291	159,806	0.1
繰 出 金	25,305,810	11.4	1.1	47,719	25,041,927	11.7
公 債 費	21,678,463	9.8	6.9	40,879	20,284,022	9.5
予 備 費	200,000	0.1	0.0	377	200,000	0.1
投資的経費	40,103,249	18.1	5.4	75,622	38,053,302	17.9
普通建設事業費	40,103,249	18.1	5.4	75,622	38,053,302	17.9
補 助	14,724,910	6.6	15.4	27,766	12,759,110	6.0
単 独	25,378,339	11.5	0.3	47,856	25,294,192	11.9
合 計	221,500,000	100.0	3.9	417,681	213,100,000	100.0

※市民1人当たりの予算額は平成31年4月1日現在の推計人口(530,309人)を基礎とした。



# 議 会

## 1 議員数

### (1) 定数・任期

・条 例 定 数     47人 (平成22年3月29日改正・平成23年4月24日適用)

・任         期     令和元年5月1日～令和5年4月30日

### (2) 会派別・党派別議員数

(令和元年6月1日現在)

党派名 会派名	自由民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	幸福実現党	無所属	合 計
市 民 ク ラ ブ						9 (1)	9 (1)
創 政 会					1 (1)	8 (1)	9 (2)
公 明 党		8 (1)					8 (1)
自由民主党・無所属の会	7					1	8
新 生 ひ め じ						7	7
日本共産党議員団			4 (2)				4 (2)
日本維新の会				2 (1)			2 (1)
合 計	7	8 (1)	4 (2)	2 (1)	1 (1)	25 (2)	47 (7)

※( )は女性議員の内数

### (3) 年齢別・当選回数別議員数

平均年齢 55.98 歳 (令和元年6月1日現在)

年齢 当選回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合 計
39 歳以下	2		1								3
40 歳～49 歳	3	1	2	2							8
50 歳～59 歳	2	8		4	2	1					17
60 歳～69 歳		2	3	3		5	3			1	17
70 歳～79 歳					1				1		2
合 計	7	11	6	9	3	6	3	0	1	1	47

## 2 議会の構成

### (1) 常任委員会（任期1年）

名 称	定 数	所 管 事 項
総 務	10人	議会、市長公室、総務局、財政局、会計課、消防局、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
文教・子育て	9人	健康福祉局こども育成部及び教育委員会の所管に属する事項
厚 生	9人	市民局及び健康福祉局（こども育成部を除く。）の所管に属する事項
経済観光	10人	環境局、観光交流局、産業局及び農業委員会の所管に属する事項
建 設	9人	都市局、建設局、下水道局、都市拠点整備本部及び水道局の所管に属する事項
予算決算	47人	予算及び決算に属する事項

### (2) 議会運営委員会〔定数11人、任期1年、平成5年6月11日条例化〕

交渉団体（3人以上）の構成人数により比例配分

#### ① 協議事項

議会運営に関する事項（提出議案概要説明、会期、議事日程、質疑・一般質問の取り扱い、議会・委員会の構成、採決の取り扱い、意見書・決議の取り扱い、その他議会運営全般）。会議規則、委員会条例に関する事項。議長の諮問に関する事項。

#### ② 定例会における開催日

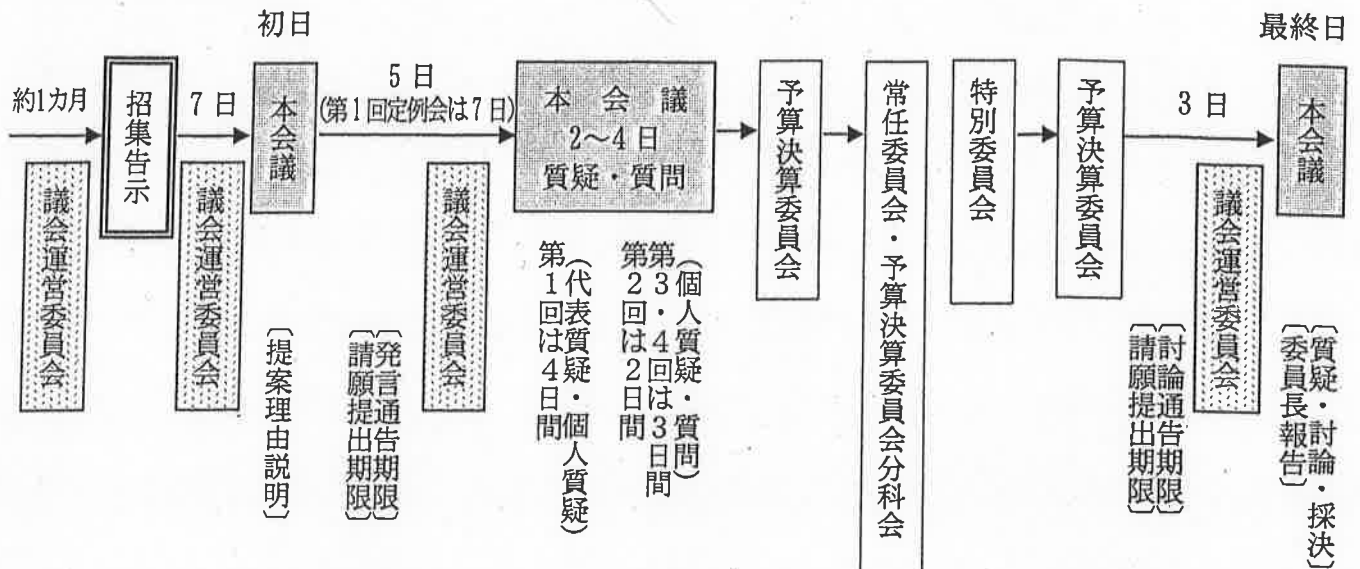
招集日のおおむね1カ月前、招集告示日、本会議第2日目の3日前、最終日前日。

#### ③ 交渉団体以外の取り扱い

オブザーバーとして出席を認めるが、傍聴のみで発言権及び表決権はない。

### 3 議会運営

#### (1) 定例会の審議順序



#### (2) 本会議の発言

1 質疑・質問（質疑に合わせて一般質問を行っている。第1回定例会のみ会派代表制を採用、その他の定例会は、個人質疑・質問のみ行っている。）

① 通告制

採用

② 通告の期限

本会議第2日目の4日目の正午まで

③ 通告書の内容

発言種類、件名、項目、答弁を求める者

④ 発言回数

(1) 個人質疑・質問について

- ・一括方式の場合は、3回以内。
- ・一問一答方式及び複合方式の場合は無制限。

(2) 代表質疑について

- ・一括方式により3回以内。

⑤ 発言時間

会派所属議員数に応じ発言時間（答弁を除く）を制限

⑥ 代表質疑（1会派1人）

持時間数＝会派均等割30分＋（5分×会派所属議員数）

発言順位は大会派順

会派の代表者1人が代表質疑を行う。その質疑回数は3回を超えることができない。代表者の質疑、理事者の答弁が終了した（通告事項の一部を残した場合を含む）後、同一会派の他の議員1人が、代表者の通告事項について、会派の持時間内（代表者の使用した時間を除く）で2回まで質疑を行うことができる。

⑦ 個人質疑質問

会派持時間数＝会派均等割 30 分＋(5 分×会派所属議員数)

一問一答方式又は複合方式を選択した場合は、1 人当たりの持時間は 30 分を限度とする。発言者数は制限していない。

発言順位は改選後の定例会で大会派順に行い、以後、定例会ごとに順次繰り上げていく。

⑧ 非交渉団体(3 人未満の会派)の取り扱い

代表質疑はできない。個人質疑・質問の年間持時間(会計年度ごと)は、1 人会派 40 分、2 人会派 70 分とし、1 定例会当たりの使用時間は 30 分を限度とする。

## II 討 論

① 通 告 制 採用

② 通告の期限 最終日の前々日の正午まで

③ 発 言 時 間 制限をしていない。

④ 発 言 順 位 通告順で行う。

### (3) 予算・決算の審議(平成 30 年第 1 回定例会より予算決算委員会を導入)

① 予算

歳入歳出予算とも、第 1 回定例会で予算決算委員会に付託

② 決算

第 3 回定例会において予算決算委員会に付託

### (4) 請願・陳情

① 提出期限

本会議 2 日目の 3 日前に議会運営委員会が開催されるが、その日の前日正午まで。この期限を過ぎたものは最終日に上程し、委員会付託のうえ、閉会中の継続審査としている。陳情については、その都度受理している。

② 審査方法

請願：上程 → 委員会付託 → 委員長報告(口頭報告は省略) → 質疑 → 討論 → 採決  
陳情：諸報告の中で本会議に報告し、所管の委員会に送付するのみで委員会での審査は行っていない。

③ 紹介議員の制限

議長、副議長及び所管の委員は差し控えている。

④ 請願者の出席

請願者から口頭説明の申し出がある場合、委員会に諮り委員会の開会前または休憩して説明させている。

⑤ 意見書の提出を求める請願の取り扱い

採択した場合、その内容を任意の要望書として作成、委員会審査報告書に「別紙要望書を送付すべきである。」旨を付記し、本会議で議決している。

⑥ 受理件数 (平成 30 年中) 請願 9 件 陳情 2 件

### (5) その他

① 委員会の傍聴 [平成 6 年度から実施、11 年度に 5 人→10 人]

一般傍聴は、各委員会 10 人までとする。

(平成 30 年中) 延べ 69 人

#### 4 議会活動状況（平成30年中）

##### (1) 本会議開催状況

定例会	区分		第1回	第2回	第3回	第4回	合計
	会期	自	2月22日	6月4日	9月3日	11月26日	/
		至	3月27日	6月26日	10月3日	12月19日	
		延日数	34日	23日	31日	24日	112日
	本会議	延日数	6日	4日	5日	5日	20日
		延時間	27時間45分	14時間54分	14時間58分	12時間52分	70時間29分
	質疑質問者数	代表	7人	—	—	—	7人
		個人	13人	11人	14人	13人	51人
	傍聴者数		134人	107人	122人	65人	428人

##### (2) 審議件数

件名	件数
市長提出議案	161
議員提出議案	6
県知事提出議案	0
選挙	8
市長報告	51
諸報告	12
監査報告	8
外部監査報告	1
陳情書報告	2
教育委員会報告	1
議会運営委員会委員選任報告	0

##### (3) 委員会等開催状況

	区分	延日数	区分	延日数
	常任委員会	総務	10	特別委員会 イベントゾーン整備
文教・子育て		9		
厚生		15		
経済観光		10	議会運営委員会	23
建設		9	議員総会	0
予算決算		13	各派代表者会	5
合計		66		
予算決算委員会各分科会	総務	5		
	文教・子育て	4		
	厚生	5		
	経済観光	5		
	建設	5		
	合計	24		

## 5 議員報酬等

### (1) 報酬等

区 分	平成 23 年 4 月 1 日適用	平成 20 年 7 月 1 日適用
議 長	823,000 円	846,000 円
副 議 長	747,000 円	769,000 円
議 員	685,000 円	704,000 円 (※)
市 長	1,180,000 円	1,214,000 円
副 市 長	960,000 円	987,000 円
教 育 長	810,000 円	820,000 円

※ 平成 10 年 4 月 1 日適用

### (2) 期末手当 (加算割合 20%・平成 31 年 4 月 1 日適用)

区 分	6 月 (夏期)	12 月 (年末)
支 給 率	2.225 カ月	2.225 カ月

### (3) 費用弁償 (本会議および委員会) (平成 28 年 4 月 1 日適用)

陸路部分については、1km あたり 37 円を乗じた額 (1km 未満は切捨て)

水路部分については、姫路市職員等の旅費に関する条例に規定する船賃の額

### (4) 旅費

委員会行政視察 (常任・議運) 1 人年額 200,000 円 (平成 5 年 4 月 1 日適用)

会派行政視察 (1 人会派除く) 1 人年額 200,000 円 (平成 13 年 4 月 1 日適用)

旅費基準額 (平成 18 年 4 月 1 日改定)

区 分	日 当	宿 泊 料
議員、市長、副市長	3,000 円	14,800 円
その他の職員	2,600 円	13,100 円

### (5) 政務活動費

① 交 付 額 1 人当たり月額 85,000 円 (調査研究費：平成 4 年 4 月 1 日適用)

② 交 付 の 対 象 会 派

③ 交 付 の 方 法 四半期ごと (基準日は最初の月の 1 日)

④ 支 出 科 目 (款) 議会費 (項) 議会費 (目) 議会費 (節) 負担金補助及び交付金

⑤ 根 拠 規 定 姫路市議会政務活動費交付条例 (平成 28 年 4 月 1 日施行)

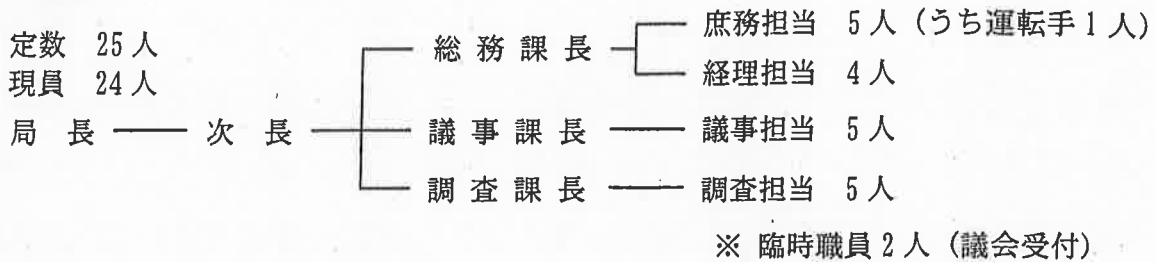
・規則 (平成 25 年 3 月 1 日施行)

⑥ 使 途 基 準 会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費

⑦ 使用できない経費 交際的な経費、党費その他政党活動に伴う経費、選挙活動に伴う経費

## 6 議会事務局

### (1) 機構



### (2) 議会公用車

- ① 保有台数 1台 (議長車)                      ② 管理方法 事務局で管理

### (3) 会派控室の管理

- ① 事務局職員の中から会派担当者を定め、事務連絡等を行っている。
- ② 備品：机、椅子、応接セット、更衣ロッカー、書庫、電話、行事予定板、市例規集。
- ③ 平成14年度より希望する会派には、会派臨時職員を配置し、事務連絡等を行っている。  
(※平成14年度は定例会会期中に限り配置、平成15年度より通年。令和元年度は5人を配置)

### (4) 姫路市議会ホームページ

平成12年4月1日からインターネット上で、姫路市議会のホームページを公開。内容は市議会のしくみや会議日程、会議録検索、委員会記録、議会報ひめじ、議会改革の取り組み、議会交際費の執行状況、政務活動費の収支報告書など。

インターネット <http://www.city.himeji.lg.jp/s120/gikai.html>

### (5) 議会広報番組 (平成16年第2回定例会から)

本会議の主な質問事項をコミュニティFMにて紹介  
年間予算：109,000円

### (6) 通告事項のケーブルテレビ静止画面放送 (平成11年第3回定例会から)

- ① 放送内容：質問日、質問者名、会派名、予定時間 (午前・午後の区分)、  
質問方式、主な質問内容 (90文字以内)
- ② 放送日：通告締め切り後の議会運営委員会開催日の翌日8時から  
質疑・質問日最終日の18時まで (ただし、本会議中継中は除く)

### (7) 通告事項の新聞広告掲載 (平成11年第4回定例会から)

- ① 広告掲載日：本会議第2日目 (質疑・質問の初日) の前日の朝刊
- ② 広告掲載紙：朝日、毎日、読売、産経、神戸の地方版 半5段
- ③ 広告掲載項目：質問日、質問者名、会派名、予定時間 (午前・午後の区分)、  
主な質問内容 (90文字以内)
- ④ 年間予算：3,826,000円

(8) 本会議生中継 (平成8年第1回定例会から)

- ① 委託先 姫路ケーブルテレビ(株)
- ② 放送対象 本会議
- ③ 年間予算 6,451,000円

(9) 本会議インターネット中継

インターネット上で、本会議の生中継と録画配信を行う。

平成21年第2回定例会を試験運用期間とし、第3回定例会から本格運用開始。

また、従来のパソコンのみの視聴に加え、スマートフォンやタブレット端末等での視聴を可能とするマルチデバイス対応を開始(平成28年第4回定例会より試験運用開始。平成29年第1回定例会から本格運用)。

年間予算:2,323,000円

(10) 本会議傍聴手話通訳 (平成9年第1回定例会から)

- ① 年間予算 620,000円(1時間当たり10,000円)
- ② 利用者数 (平成30年中) 64人

(11) 会議録の調製

- ① 印刷 A4判、横書き、9ポイント、タイプ印刷、25文字×45行×2段
- ② 発行 115部
- ③ 配布先 議員、市長、副市長、代表監査委員、局長、行政委員会事務局長、国会・県・市立図書館、市政記者クラブ
- ④ 年間予算 3,552,000円(ページ単価契約35.64円)
- ⑤ 調製に要する日数 概ね50日間(次期定例会までに発行)

(12) 会議録検索システム

平成14年8月1日からインターネット及び市内LAN上で会議録を検索・閲覧できるようにした。内容は本会議会議録、質問通告一覧、審議結果一覧であり、データは次の定例会開会日までに更新している。また、平成18年8月1日から委員会記録も閲覧できるようにしている。

(13) 質疑・質問及び答弁の速報版

平成28年第2回定例会から、本会議において各議員が質疑・質問を行った日から概ね1週間程度で、質疑・質問と答弁の議事録を速報版(未定稿)として作成し、市ホームページに掲載するとともに質問者および理事者に配布している。



(14) 議会報

- ① 名 称 議会報ひめじ (昭和43年5月20日創刊)
- ② 規 格 A4判、フルカラー 古紙配合再生紙  
12ページ(第1回定例会)  
8ページ(5月臨時会)  
8ページ(第2回定例会)  
10ページ(第3・4回定例会) 4ページ(臨時会)
- ③ 印 刷 オフセット印刷、縦5段(1段13字×34行)
- ④ 活 字 11P平体93%
- ⑤ 発 行 年4回(定例会号) + (臨時会号随時発行)
- ⑥ 部 数 各220,000部
- ⑦ 配 布 先 市内全世帯等
- ⑧ 配 布 方 法 印刷業者から各自治会長宛搬送、自治会長が各戸に配布する。
- ⑨ 年 間 予 算 11,119,000円
- ⑩ 編 集 方 針 質疑・質問、委員長口頭報告要望事項概要、行政視察概要、意見書・決議、提出議案結果、議会交際費の執行状況、委員会等議会構成、会派別議員構成、決算審査概要等を掲載する。
- ⑪ 発 行 日 程 レイアウト、原稿作成→出稿→校正(2回)→色校正→印刷・製本→自治会長宛発送→各戸配布 (約1ヵ月)
- ⑫ 担 当 職 員 調査課5人
- ⑬ 点字・声(CD) 点字 55部(年間予算 1,277,000円)  
声(CD) 30本(年間予算 355,000円)

(15) 議会刊行物 (会議録、議会報ひめじを除く)

区 分	発行回数	発行部数	規 格	配 布 先
市 政 の 概 要	年 1 回	電子配付	A4判	議員・理事者
機 構 等 便 利 帳	年 1 回	1,600部	A4判	議員・理事者
調 査 資 料	年 5 回	電子配付	A4判	議員・理事者
議 員 名 簿	年 1 回	500部	A3判	議員・理事者
議 会 便 覧	年 1 回	700部	A7判	議員・理事者
議 会 要 覧	年 1 回	800部	A4判	来姫(視察)者
会議規則・委員会条例運用集	4年に1回	150部	A5判	議員
議会議事書式集	4年に1回	150部	A5判	議員
意見書・決議・要望書集	4年に1回	150部	A4判	議員
議会関係例規集	4年に1回	150部	A5判	議員
図 書 目 録	4年に1回	150部	A4判	議員

(16) 議会図書室

- ① 図書分類法 日本十進分類法
- ② 職員 1人 (調査課調査担当兼務)
- ③ 蔵書数

(平成31年4月1日現在)

分類	冊数	分類	冊数
0 総記	111	6 産業	94
1 哲学	26	7 芸術	161
2 歴史	495	8 言語	114
3 社会科学	2,121	9 文学	123
4 自然科学	61	WP 白書	26
5 技術	145	合計	3,477

(17) 月別行政視察来客者数 (平成30年度)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
市数	2	8	1	12	4	0	
人数	6	50	5	88	23	0	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	10	8	0	7	5	0	57
	86	60	0	85	27	0	430

## 7 その他

### (1) 議員待遇者

議員として8年以上在職した者は議員待遇者となり、現任議員に準じた待遇を受ける。また、会員相互の研修及び親睦を図るため議員待遇者会を組織している。

会員数 39人（令和元年7月1日現在）

### (2) 情報公開

① 根拠条例 姫路市情報公開条例（平成14年4月1日施行）

（※従前は姫路市公文書公開条例による。）

② 実施時期 平成6年4月1日から実施機関に加わる。

③ 請求件数 平成30年度1件

### (3) 議会交際費

平成21年4月1日から姫路市議会交際費の支出基準を施行し、ホームページ等で公開している。

平成30年度 議会交際費執行状況

支出区分	件数(件)	構成比(%)	金額(円)	構成比(%)
慶 祝	1	3.2	10,000	3.2
弔 慰	7	22.6	77,300	24.8
見 舞	0	0.0	0	0.0
会 費	12	38.7	135,000	43.4
賛 助	3	9.7	21,399	6.9
謝 礼	0	0.0	0	0.0
接 遇	0	0.0	0	0.0
雑 費	8	25.8	67,350	21.7
そ の 他	0	0.0	0	0.0
合 計	31	100.0	311,049	100.0

(4) 議会改革の取り組み

決定又は実施の年月日	項 目
平成5年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人視察を廃止し、委員会視察のみとする。</li> <li>・常任委員会視察年間20万円、年2回とする。</li> <li>・タクシーチケットを廃止し、費用弁償を支給する。 〔日額6,000円、公用の交通用具を利用した場合は日額4,000円〕</li> </ul>
平成5年4月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局と議員間との情報伝達の迅速化、円滑化及び効率化を図るため、ファクシミリを各議員に貸与する。</li> </ul>
平成5年4月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営委員会の条例化（平成5年6月11日条例化）</li> </ul>
平成5年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営委員会の報道記者に対して、常任委員会と同様に原則公開する。</li> </ul>
平成5年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非交渉団体年間質疑、質問持ち時間について、               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 1人会派の年間持ち時間を40分とする。</li> <li>② 2人会派の年間持ち時間を70分とする。</li> <li>③ 年間待ち時間は会計年度とする。</li> </ol>               ただし、1定例会当たりの使用時間は年間持ち時間の1/2を限度とする。             </li> </ul>
平成5年12月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数を48人に減員（52人→48人）。法定数52人</li> </ul>
平成6年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の公開（各委員会5人まで）</li> <li>・姫路市公文書公開条例、個人情報保護条例の実施機関に議会が加わる。</li> <li>・記録作成の補助手段として録音機を使用（3月テスト実施）</li> </ul>
平成7年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外視察について、任期中に全議員が1回は参加する。</li> </ul>
平成8年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーブルテレビによる本会議中継の開始（テスト放送）〔カメラ2台〕</li> </ul>
平成8年3月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営における情報伝達の迅速化、円滑化、効率化を図るため、携帯電話機を導入（市政調査研究費で対応）</li> </ul>
平成8年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報について、年度当初に議会運営委員会で年間の編集方針を決定</li> <li>・点字、声の議会報を実施</li> <li>・サンテレビでスポット放送を開始（15秒間、9回）</li> <li>・費用弁償の改正 6,000円/日→議事堂から7km未満の地域に居住する者6,500円/日 議事堂から7km以上の地域に居住する者7,500円/日 （公用交通用具利用の4,000円/日は変更なし）</li> </ul>
平成8年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算委員会の審査日程を変更（6日間→7日間へ）</li> </ul>
平成8年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会時の庁内放送について、               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 開会5分前に「〇時の定刻開催」を予告放送する。</li> <li>② 1分前にブザーを鳴らす。</li> </ol> </li> <li>・理事者指名要領について、(例) 〇〇市長、〇〇総務局長と指名する。</li> <li>・議案採決について、議案第1号から第10号まで一括採決</li> <li>・議会用語の見直し（市民に分かり易い用語の使用に努める）</li> <li>・会議開催案内板の設置（庁舎本館1階の市民ロビー及び議会棟入口に設置し、開催状況を知らせる）</li> </ul>

決定又は実施の年月日	項 目
平成 8 年 12 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会改革協議会より中間報告がなされる。</li> <li>① 本会議中継撮影位置に工夫を加える。 平成 9 年 3 月議会（3 月テスト放送）から、カメラ 3 台による放送を開始</li> <li>② ケーブルテレビで提出議案内容を静止画面放送 平成 9 年 3 月議会（3 月テスト放送）から開始</li> <li>③ 控室の議員名盤を設置</li> </ul>
平成 9 年 3 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本会議手話通訳の開始</li> </ul>
平成 9 年 3 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会改革協議会より最終答申がなされる。</li> <li>① 決算委員会の審査日程を変更（7 日間→8 日間へ）</li> <li>② 市政調査研究費での個人視察を認める。</li> </ul>
平成 9 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会報の全号、全ページの総カラー化を実施</li> </ul>
平成 9 年 6 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政記者クラブに議会運営委員会資料を配布</li> </ul>
平成 9 年 7 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会日程を 1 カ月前に決定し、PR に努める。</li> <li>・ 定例会 1 カ月前から本会議、委員会の開催日を、ケーブルテレビ静止画面放送により PR 開始</li> </ul>
平成 10 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会報 4 月号の増頁（8 頁→10 頁）</li> <li>・ 議会事務局組織の 3 課体制（調査係→調査課）</li> </ul>
平成 10 年 5 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常任、特別委員会日程を 2 倍にし、同日開催を解消する。</li> <li>・ 決算審査特別委員会について、</li> <li>① 2 委員会を 3 委員会（一般、特別、公営企業）とする。</li> <li>② 全議員が審査に参加する。</li> <li>・ 第 1 回定例会代表質疑の持ち時間の延長（45 分→60 分）</li> </ul>
平成 10 年 6 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会の一般傍聴を採決まで認める。</li> </ul>
平成 10 年 6 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会事務局職員定数増（平成 11 年 4 月 1 日より実施） 22 人→25 人</li> </ul>
平成 10 年 12 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数を 45 人に減員（48 人→45 人）。法定数 52 人</li> </ul>
平成 11 年 5 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本会議における議員の呼称（〇〇君、〇〇さん→〇〇議員に統一）</li> <li>・ 請願、陳情は可能な限り議長（副議長）自ら受理する。</li> </ul>
平成 11 年 6 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会について</li> <li>① 一般傍聴の許可人数を 5 人から 10 人に増員する。</li> <li>② 従前の正副委員長席を委員長席とし、副委員長は委員席（事務局席側の委員長に一番近い席）に着席する。</li> <li>③ 議員の呼称は〇〇委員とする。</li> </ul>
平成 11 年 8 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長会等の活動状況について議運で報告することとする。</li> </ul>
平成 11 年 8 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質疑・質問通告事項を本会議再開日の前日からケーブルテレビで文字放送する。</li> </ul>

決定又は実施の年月日	項 目
平成 11 年 9 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質疑・質問通告事項を本会議再開日の前日に新聞広告で掲載する。 (平成 11 年 12 月 6 日実施)</li> </ul>
平成 12 年 1 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 姫路市議会開設 110 周年及び西暦 2000 年を記念し、姫路市議会主催の姫路市こども議会を開催 (こども議員は市内の中学校 30 校、養護学校、聾学校、朝鮮初中級学校より中学生 33 名、答弁者は市議会議員)</li> </ul>
平成 12 年 2 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会交際費の見直しと公開について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成 12 年度より、年間予算を 1,100 万円から 500 万円に減額して計上</li> <li>② 毎月の執行状況を市政情報センターで翌月に公開する。また、前年度の執行状況を「議会報ひめじ」に掲載し、ホームページでも公開する。</li> </ul> </li> </ul>
平成 12 年 3 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットに姫路市議会のホームページを開設する。</li> <li>・ 韓国・馬山市との姉妹都市提携記念訪問団の派遣について、馬山市議会との意見交換会を開催するにあたり、特に調査研究費による一般議員の訪問を認める。</li> </ul>
平成 12 年 3 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 馬山市との姉妹都市提携記念訪問団の派遣については、期間や移動距離が国内に準じたものと考えられるため、支度金を支給しない。</li> </ul>
平成 12 年 3 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本会議終了後、本会議場において、右マヒ・高齢者疑似体験を行い、高齢者や障害者に対する理解を深める(議員総会)。</li> </ul>
平成 12 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会事務局庶務課を総務課に改称する。</li> </ul>
平成 12 年 7 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各常任委員会を定例会と定例会の間に 1 回程度開催する。特別委員会は常任委員会に準じる。</li> <li>・ 姫路市役所エコオフィスの夏期における議会の取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> <li>① 冷房の設定温度を 28 度とする。</li> <li>② 議会会議室、委員会室における服装は原則としてノー上着ノーネクタイは各自の判断 [取り組みの除外例] 本会議と同日の委員会、議運。外部のメンバーを含む審議会等への出席、正副議長及び委員長等の会議や催しへの出席</li> </ul> </li> <li>・ 予算大綱説明会と同様に、決算説明会を 8 月下旬に開催する。</li> </ul>
平成 12 年 10 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 回定例会の代表質疑について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 個人質疑・質問の持ち時間と同様に、会派均等割 30 分+(5 分×会派人数)とする。</li> <li>② 代表者の質疑、理事者の答弁が終了した後、その答弁に対して、会派の持ち時間内で同一会派の他の議員 1 人が 1 回再質疑をすることができる。</li> </ul> </li> </ul>
平成 13 年 3 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 懲罰による出席停止の最長期間を 5 日から 20 日に改正する(議員提出議案により、姫路市議会会議規則第 117 条を改正)。</li> </ul>
平成 13 年 6 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傍聴規則を改正(20 歳以上の年齢制限等を撤廃)</li> </ul>

決定又は実施の年月日	項 目
平成 13 年 9 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般会計決算審査特別委員会の審査日程を短縮（8 日間→7 日間へ）</li> </ul>
平成 13 年 11 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市議会教育用ビデオ「頼りになります みんなの姫路市議会」を作成。政治の働きを学習する小学校 6 年生を対象に、授業で活用してもらうことにより、市議会の仕組みや役割を理解し、興味を持ってもらう。 配布先：市内全小学校 57 校、市内全公民館 54 館</li> </ul>
平成 14 年 1 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員の出張に係る随行職員の派遣基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 委員会及び会派（会派とは交渉団体）行政視察の随行職員は 1 人とし、議員数が 11 人以上になれば 2 人とする。</li> <li>② 政務調査費による会派（会派とは交渉団体）行政視察の随行職員は、会派の総意で会派の半数以上が参加し、会派の要請があった場合 1 人とし、議員数が 11 人以上になれば 2 人とする。</li> </ul> </li> </ul>
平成 14 年 3 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 回定例会の代表質疑の発言順位について 大会派順とする。</li> <li>・ 第 1 回定例会の代表質疑における関連質疑者の質疑について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 会派の代表者 1 人が代表質疑を行う。その質疑回数は 3 回を超えることができない。</li> <li>② 代表者の質疑、理事者の答弁が終了した（通告事項の一部を残した場合を含む）後、同一会派の他の議員 1 人が代表者の通告事項について、会派の発言の持ち時間（代表者の使用した時間を除く）内で 2 回まで質疑を行うことができる。</li> </ul> </li> </ul>
平成 14 年 3 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人質疑、質問の発言順位について 交渉団体から先に行い、その終了後に非交渉団体が行う。1 会派で 2 人以上の発言者がある場合は、交渉団体の 1 人目が 1 巡した後非交渉団体が行い、2 巡目以降も 1 巡目の順序に従って行う。交渉団体内の順位と非交渉団体内の順位は、従来と同様にそれぞれで定例会ごとに繰り上げていくこととする。</li> </ul>
平成 14 年 3 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会室の議員席に名札を設置</li> </ul>
平成 14 年 3 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数を 43 人に減員（45 人→43 人）。法定上限数 46 人</li> </ul>
平成 14 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員派遣についてその根拠及び手続きを明確化させるために関係条文を改正する（議員提出議案により、姫路市議会会議規則に「議員の派遣」の章を加える）。</li> </ul>
平成 14 年 4 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21 世紀の男女共同参画社会の形成を目指し、女性の政策・方針形成の場への積極的な参画を進めるものとして女性議会を開催（公募議員 40 名、午前・各常任委員と公募議員との意見交換会、午後・本会議、答弁者は市長、助役、関係局長）</li> </ul>
平成 14 年 6 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会は禁煙とする。</li> </ul>

決定又は実施の年月日	項 目
平成 14 年 6 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定例会の会期短縮について               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 開会日から通告締切日までを中 1 日とする。</li> <li>② 議会運営委員会から本会議第 2 日まで中 2 日とする。</li> <li>③ 決算審査特別委員会の審査日数を 6 日とする。</li> </ul> </li> <li>なお、通告日、議会運営委員会、本会議が土、日、休日に当たるときは、その次の平日とする。</li> </ul>
平成 14 年 8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議録検索システム導入（平成 11 年第 1 回定例会会議録から）</li> </ul>
平成 14 年 12 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会室の見直しについて 庁舎内分煙化に伴い、現在の第 1 委員会室を市民サロン及び喫煙室に改造</li> </ul>
平成 15 年 3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長及び副議長の任期について 議長及び副議長の任期は 1 年とする。ただし、議長は再任を妨げない。</li> </ul>
平成 15 年 8 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会傍聴者用に資料を市民サロンに一部試験的に置くこととした。</li> </ul>
平成 15 年 12 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 回定例会における通告締切日について 第 1 回定例会については、市長の所信表明があることから、開会日から通告締切日までを中 3 日とする。</li> </ul>
平成 16 年 2 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議録に質疑質問通告事項を掲載することとする。</li> </ul>
平成 16 年 3 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会記録のインターネット公開について 平成 16 年第 1 回定例会以降の各常任委員会及び特別委員会の委員会記録を順次ホームページで公開し、あわせて市政情報センターに閲覧用の委員会記録を設置する。</li> </ul>
平成 17 年 9 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 姫路市議会議会改革協議会を設置</li> </ul>
平成 17 年 12 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会改革協議会より最終答申がなされる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 議会費による海外視察を全面的に廃止する。</li> <li>② 行政視察の回数制限は設けない。（従来は年 2 回以上）</li> </ul> </li> </ul>
平成 19 年 6 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員の出張に係る随行職員の派遣基準               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 委員会及び会派（会派とは交渉団体）行政視察の随行職員は、議員数が 10 人までは 1 人、11 人から 20 人までは 2 人、21 人以上は 3 人とする。</li> <li>② 政務調査費による会派（会派とは交渉団体）行政視察の随行職員は、会派の総意で会派の半数以上が参加し、会派の要請があった場合に随行職員を派遣する。派遣人数は、議員数が 10 人までは 1 人、11 人から 20 人までは 2 人、21 人以上は 3 人とする。</li> </ul> </li> </ul>
平成 20 年 2 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員の出張に係る随行職員の派遣基準               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 委員会及び会派（会派とは交渉団体）行政視察の随行職員は、議員数が 10 人までは 1 人、11 人から 20 人までは 2 人、21 人以上は 3 人とする。</li> <li>② 政務調査費による会派（会派とは交渉団体）行政視察の随行職員は、会派の総意で会派の半数以上、または 5 人以上が参加し、会派の要請があった場合に随行職員を派遣する。派遣人数は、議員数が 10 人までは 1 人、11 人から 20 人までは 2 人、21 人以上は 3 人とする。</li> </ul> </li> </ul>



決定又は実施の年月日	項 目
平成 20 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務調査費について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 議長への提出書類に政務調査費収支報告書に加え、領収証書等の証拠書類の写しを添付した政務調査費支出書の写しを追加</li> <li>② 政務調査費運用マニュアルを策定</li> </ul> </li> </ul>
平成 21 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会交際費について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成21年度より、年間予算を500万円から300万円に減額</li> <li>② 議会交際費の支出基準を作成。4月1日からホームページや市政情報センターで公表する。</li> <li>③ 毎月の執行状況をホームページで公表する。</li> </ul> </li> </ul>
平成 21 年 6 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本会議インターネット中継運用開始 (平成 21 年第 2 回定例会中は試験運用。第 3 回定例会より本格運用)</li> <li>① 生中継及び録画配信を実施</li> <li>② 会議名、議員名、会派名及び質問通告内容の単語による検索が可能</li> <li>③ 録画映像は、収録日からおおむね 3 日以内(土・日・祝日を除く)に公開。公開期間は 1 年間</li> </ul>
平成 22 年 3 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数について 平成22年2月定例会で次回改選時から議員定数を47人(現員数49人)とする内容の条例改正を議決</li> </ul>
平成 22 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会交際費について 平成22年度から、年間予算を300万円から200万円に減額</li> </ul>
平成 22 年 6 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例策定特別委員会を設置</li> </ul>
平成 23 年 3 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例策定特別委員会が以下の項目を中間報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 姫路市議会基本条例(案)</li> <li>② 条例の制定に伴い調査研究をすべき事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 別条例を制定すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 議決事件の追加(第 21 条関係)</li> <li>(イ) 議員の政治倫理(第 24 条関係)</li> </ul> </li> <li>イ. 運用等を協議する必要がある事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 議長、副議長選出における経過の透明化(第 6 条関係)</li> <li>(イ) 会議等の傍聴人に対する資料等の提供(第 14 条関係)</li> <li>(ウ) 一問一答方式及び反問権(第 17 条関係)</li> <li>(エ) 一般選挙を経た任期開始後の研修(第 28 条関係)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
平成 23 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会交際費について 平成 23 年度から、年間予算を 200 万円から 150 万円に減額</li> </ul>
平成 23 年 5 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本・倫理条例策定特別委員会を設置</li> </ul>
平成 23 年 5 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 23 年第 2 回定例会から、エコルック期間中に限り、議場の温度は 28 度、上着、ネクタイ、バッジの着用は各自の自由とする。</li> </ul>

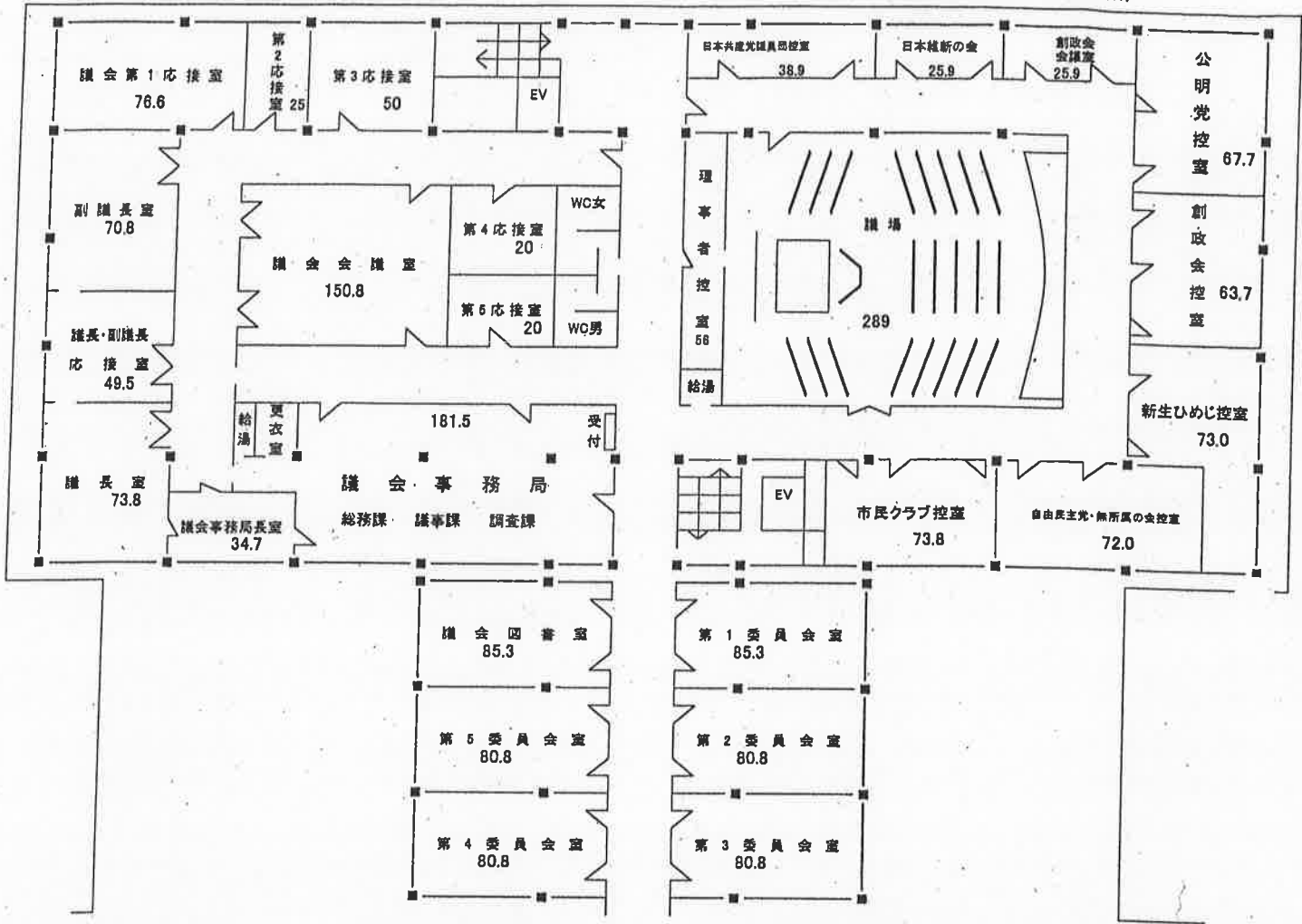
決定又は実施の年月日	項 目
平成 23 年 10 月 6 日	・ 姫路市議会基本条例を制定
平成 23 年 10 月 28 日	・ 平成 23 年第 4 回定例会から、一問一答方式及び反問権を導入 ・ 会議等の傍聴人に対する資料等の提供内容を変更
平成 24 年 6 月 22 日	・ 姫路市議会議員政治倫理条例を制定
平成 25 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務活動費について <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「政務調査費」の名称を「政務活動費」に変更</li> <li>② 政務活動費交付条例で定める政務活動費を充てることができる経費の範囲に基づき支出項目を改定</li> <li>③ 市内調査等で船舶を利用する場合の船賃について規定</li> <li>④ やむを得ないときの姫路市内での宿泊費について規定</li> <li>⑤ 政務活動費収支報告書を姫路市議会ホームページで公開</li> </ul> </li> <li>・ 議会報ひめじについて 平成 25 年第 1 回定例会号から、各号の 2 頁の増頁。あわせて、質疑質問者一覧表（議員名、会派名、主な質疑・質問内容）を掲載</li> <li>・ 声の議会報ひめじについて 録音媒体をカセットテープから CD に規格変更</li> </ul>
平成 25 年 11 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 姫路市こども議会を開催（2 回目） （こども議員は市内の公立・私立中学校より中学生 34 名、答弁者は市長、副市長、理事者）</li> </ul>
平成 26 年 6 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立体駐車場 1 階議員専用駐車場一般開放について 本会議開会中・委員会開催日を除き、立体駐車場の駐車台数が 200 台を超過すれば議員専用駐車場を市民に一般開放</li> </ul>
平成 27 年 5 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 姫路市議会議会改革協議会を設置 主に費用弁償、政務活動費及び視察旅費について協議</li> </ul>
平成 27 年 10 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期欠席議員の議員報酬等の減額について 任期中、連続する 4 回の定例会および当該 4 回の定例会の間に開催される会議等の全てを欠席したときは、当該 4 回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬を支給しないこととする内容の条例改正を議決。 ただし、以下の理由による欠席は、出席とみなし適用する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかったため</li> <li>② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条第 1 項に規定する患者又は無症状病原体保有者であるため</li> <li>③ 医師の証明等に基づき出産予定日から起算して出産前 56 日目（多胎妊娠の場合にあっては 98 日目）に当たる日から出産の日後 56 日目に当たる日までの期間内における母体保護のため</li> </ul> </li> </ul>

決定又は実施の年月日	項 目
平成 28 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用弁償について 費用弁償の額を、議事堂までの往復の経路のうち、陸路部分は 1 km あたり 37 円を乗じた額、水路部分は姫路市職員等の旅費に関する条例に規定する船賃の額とする。</li> </ul>
平成 28 年 5 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議における質疑・質問及び答弁の速報版（未定稿）の作成 平成 28 年第 2 回定例会から、本会議において各議員が質疑・質問をされた日からおおむね一週間程度で、質疑・質問と答弁の議事録を速報版（未定稿）として作成し、質問者及び理事者に配付。市ホームページに掲載。</li> </ul>
平成 28 年 6 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費収支報告書等の閲覧制度について 政務活動費収支報告書等を、議会事務局において閲覧者が氏名等を記載するだけの簡便な方法で閲覧できる制度を開始。</li> </ul>
平成 28 年 11 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会棟のセキュリティ改善について 北側会派控室廊下入口及び応接室廊下入口の 2 カ所の扉に、カードキーにより開閉する扉を設置。</li> </ul>
平成 28 年 11 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議インターネット中継のマルチデバイス対応開始 （平成 28 年第 4 回定例会より試験運用開始。平成 29 年第 1 回定例会より本格運用） 本会議のインターネットによる生中継及び録画配信システムについて、従前のパソコンのみでの視聴に加え、スマートフォンやタブレット端末等のスマートデバイスでの視聴を可能としたもの。</li> </ul>
平成 29 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会交際費について 平成 29 年度から、年間予算を 150 万円から 100 万円に減額。</li> </ul>
平成 29 年 8 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会棟のセキュリティ改善について 事務局受付周辺に 1 台、議場傍聴受付周辺に 2 台の防犯カメラを設置。</li> </ul>
平成 29 年 10 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情書提出時に本人確認書類を求めることについて 平成 29 年 10 月 4 日以降、陳情書提出の際、陳情者本人であることを確認するため、顔写真が添付された本人確認書類の提示を求めることとした。</li> </ul>
平成 30 年 2 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市高校生議会を開催 （高校生議員は市立高校より 43 名（うち 8 名が質問）、答弁者は市長、副市長、教育長、各常任委員会委員長・副委員長）</li> </ul>
平成 30 年 2 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算決算委員会の設置について 平成 30 年第 1 回定例会より、予算及び決算に関する事項を所管とする予算決算委員会を設置。</li> </ul>

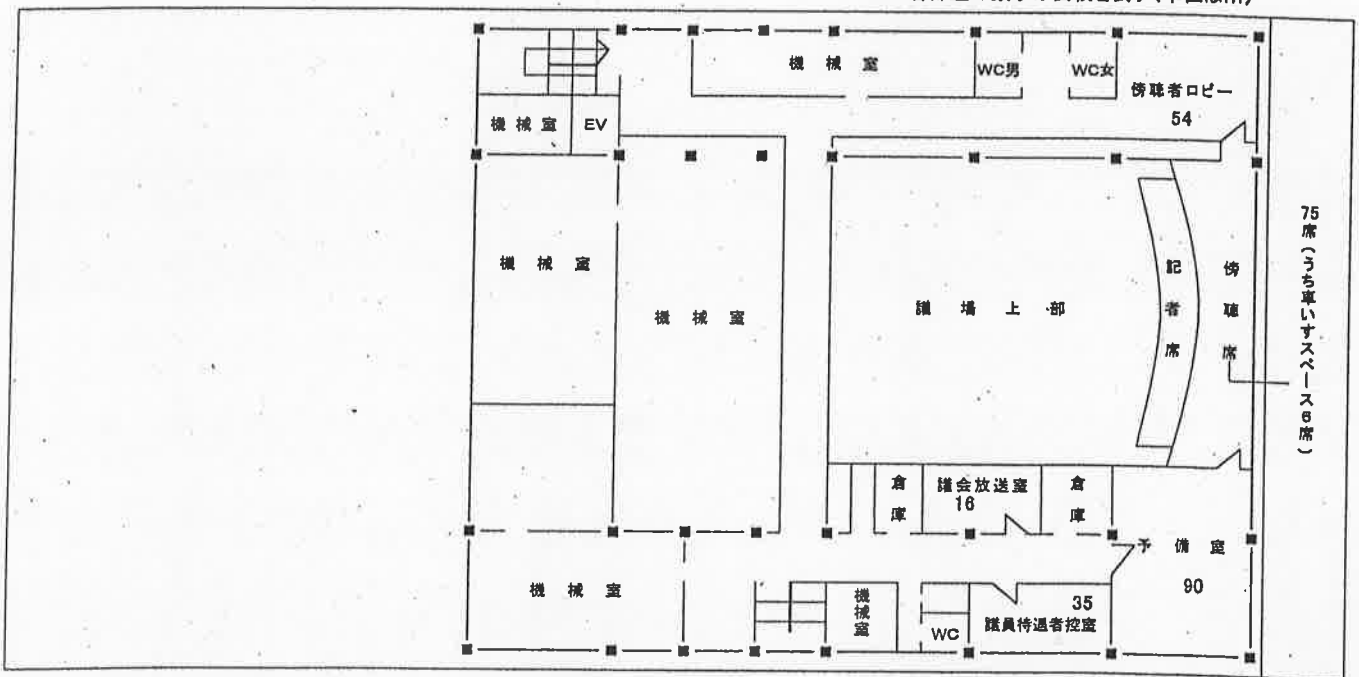
決定又は実施の年月日	項 目
平成 30 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議の速記廃止について 姫路市議会会議規則第 76 条第 2 項中「速記法によって速記」を「録音その他議長が適当と認める方法によって記録」に改正し、本会議の速記を廃止。</li> </ul>
平成 31 年 2 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市高校生議会を開催（2 回目） （高校生議員は市内 5 高校より 33 名（うち 7 名が質問）、答弁者は市長、副市長、教育長、各常任委員会委員長）</li> </ul>
平成 31 年 2 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案に対する賛否状況の掲載について 平成 31 年第 1 回定例会より、会派別の賛否状況を議会報ひめじに、議員別の賛否状況をホームページに掲載することとした。</li> </ul>
平成 31 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会棟のセキュリティ改善について 本会議及び会期中の常任委員会、特別委員会の開催日の警備を強化。 ※警備員を 1 名増員し、3 階フロア及び議員駐車場の警備にあたる</li> </ul>
令和元年 改選後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全議員にタブレット端末を配付 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「市政の概要」ほか、各種印刷物のうち電子化可能なものを随時格納し、閲覧できるようにした。</li> <li>② 議員通知の方法をファクシミリからタブレット端末に変更。これに伴い公用ファクシミリを廃止。</li> </ul> </li> </ul> <p>※令和元年第 3 回定例会より議会運営委員会、同第 4 回定例会より本会議及び各委員会で試行の後、令和 2 年度第 2 回定例会より本格導入の予定</p>

議会棟平面図

3F 各部屋の数字は面積を表す(単位は㎡)



4F 各部屋の数字は面積を表す(単位は㎡)



議 会 要 覧

令 和 元 年 度

発行年月 令和元年7月  
編集発行 姫路市議会事務局調査課  
〒670-8501  
姫路市安田四丁目1番地  
TEL 079-221-2034  
FAX 079-221-2028

# 資料 1

# 新聞広告

## 姫路市議会

令和元年 第3回定例会 傍聴のお知らせ 元・9・8毎月

日	質問者	会派	予定時間	主な質問内容
9月9日(月)	今里 朱美 議員	創政会	午前	新しい人事体制について/決算から考える姫路の未来/ 多核連携型都市構造で位置づけた副核、地域核におけるまちづくり/夜間中学の設置について
	川島 淳良 議員	公明党	午前	決算について/新総合計画について/公共施設のマネジメントについて/播磨臨海地域道路の早期実現について/交通弱者対策について/空き家対策について/ひきこもり対策について/働き方改革
	小林 由朗 議員	自由民主党・無所属の会	午前	バッファゾーンの高さ規制/多核連携型都市に向けた公共交通整備/播磨臨海地域道路4ルート案/ 八丈岩山土砂災害警戒区域の対策/地域・学校・家庭の連携を強めるための家庭教育支援の推進
	井上 太良 議員	新生ひめじ	午後	障害のある子どもへの支援/幼児教育・保育の現状と課題/子どもの貧困対策/ふるさと納税/ 高齢ドライバーによる重大事故防止対策/地域活動充実支援事業/情報共有アプリの導入
	森 由紀子 議員	日本共産党議員団	午後	核兵器禁止条約の署名・批准を国に、太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔の更なる啓発と発信を/ 自治体戦略2040構想どう受けとめるか/保育の副食費の無償化/投票所の増設とバリアフリー
	駒田かすみ 議員	市民クラブ	午前	平成30年度決算における課題と今後重視する分野・新規事業の状況/DMO推進と防災危機管理/ 性暴力に対するワンストップ支援センター/高齢者の免許返納と移動手段/ひめじプラスの機能追加
9月10日(火)	大西 陽介 議員	日本維新の会	午前	棚田踏切アンダーパス化を生かしたまちづくりによる大井川土地区画整理地内の学校用地の売却につ いて/トリップアドバイザーのランキング等による姫路城及び善写山園教寺の活用について
	江口 千洋 議員	創政会	午前	幼児教育・保育について一貫化について、待機児童対策について/特別な支援を要する子どもへの 対応について/いじめのネット相談窓口について/網干17号線の拡幅整備について
	中西 祥子 議員	公明党	午後	消費税引き上げに関する諸問題/県立はりま姫路総合医療センターについて/子育て支援の充実/ おくやみコーナー設置/高齢者の安心・安全確保策/公共交通空白地域の交通手段/ヘルプマーク
9月11日(水)	宮本 吉秀 議員	自由民主党・無所属の会	午前	石見市政の評価/平成30年度決算と将来の財政見通し/公共施設等の老朽化対策/ 医監の配置について/清元市長の所信について
	村原 守泰 議員	日本共産党議員団	午前	消費税増税の混乱対策と支援策(キャッシュレス対応、プレミアム付商品券の申請状況と業者の対応 状況)、中小企業振興条例の制定を/安心して利用できる国保制度に/産廃処理業者への指導徹底を
	山口 悟 議員	市民クラブ	午前	小中学校のエアコンの運用/教職員の働き方改革/ICTを活用した教育/子育てしやすい環境支援/ 命のパスポート/マイナンバーカード/手稲山周辺のスポーツ施設/勝原グラウンドの今後の計画
	三木 和成 議員	創政会	午後	清元市長の市政運営重点方針・LIFEの3つの意味、命、一生、くらしに関する施策推進について/ 二元代表制の機能を発揮させるため、市民・議会に対して首長として最も心すべきことは何か

◆姫路ケーブルテレビ・インターネットでも本会議中継を行っています。 ◆本会議は各日とも午前10時開会予定です。 ◆常任委員会も各10名傍聴できます。  
お問い合わせ 姫路市議会事務局 TEL.079-221-2033 (直通)

# 資料2

# スケジュール

議会報ひめじ 令和元年第3回定例会号(No.224) 発行スケジュール

月	日	曜日	議会	日程	議会報
9	1	日			
	2	月	本会議(開会)		
	3	火			
	4	水	通告締切	写真撮影(表紙用)	
	5	木	議会運営委員会	課内会議	
	6	金			
	7	土			
	8	日			
	9	月	本会議(質問)	原稿作成 ①	原稿作成 ②
	10	火	本会議(質問)		
	11	水	本会議(質問)		
	12	木	予算決算委員会		
	13	金	予算決算委員会		
	14	土			
	15	日			
	16	月			
	17	火	常任委員会	P2~5出稿	
	18	水	常任委員会		
	19	木	常任委員会		
	20	金	常任委員会		
	21	土		初校受領	校正作業
	22	日			
	23	月			
	24	火			
	25	水		校正指示	
	26	木	予算決算委員会		
	27	金			
	28	土			
	29	日			
	30	月			
10	1	火	議会運営委員会	再校正受領	原稿作成 ④
	2	水	本会議(閉会)	出稿(P1、P6~10)	
	3	木			
	4	金			
	5	土			
6	日				
7	月				
8	火				
9	水				
10	木				
11	金				
12	土				
13	日				
14	月				
15	火				
16	水				
17	木				
18	金				
19	土				
20	日				
21	月				
22	火				
23	水				
24	木				
25	金				

原稿作成①・・・原稿作成②、③、④以外の、作成可能な部分の原稿・レイアウトの作成

原稿作成②・・・本会議(質問日)での質問・答弁の原稿・レイアウトの作成

原稿作成③・・・予算決算委員会(委員長報告の内容)、各分科会(質問・答弁)の原稿・レイアウトの作成

原稿作成④・・・本会議(閉会日)での委員長報告の内容など

色校受領  
校了・下版  
印刷  
製本  
製本

数割り  
見本納品

配送開始

配送完了⇒自治会から各戸へ



## 平成31年度「議会報ひめじ」編集方針

### 1 発行仕様

第1回定例会	12ページカラー刷り
第2回定例会	8ページカラー刷り
第3回定例会	10ページカラー刷り
第4回定例会	10ページカラー刷り
<u>臨時会(初議会)</u>	<u>8ページカラー刷り</u>

### 2 編集要領

#### (1) 表紙

- ア 定例会で一番話題性の高かった事項を大見出しで付け、定例会の概要を掲載する。
- イ 表紙写真は「話題になった事項に関連した写真」や「季節感あふれるイベントや風景、行事の写真」を掲載する。
- ウ 目次、議会に関する意見、問い合わせ先（住所・電話番号・ファクス・メールアドレス）を掲載する。

#### (2) 中間ページ

##### (本会議での質疑・質問)

- ア 「新聞広告・ケーブルテレビ放送質疑質問者一覧表」に記載する議員名、会派名及び主な質疑・質問内容を掲載する。
- イ 掲載記事の項目選定については、質問者1人に最低1問掲載することを原則とする。なお、質疑・質問が集中したものについては、重複を避け、一括要約して掲載する。
- ウ 質疑・質問については見出しを付け、内容を問答形式で掲載する。  
ただし、質疑・質問又は答弁内容により、1つの見出しの中で、「問」、「答」を複数表示することも可能とする。
- エ 議会用語や難解な言葉は、分かりやすい言葉に置き換え、専門用語についても解説を加えるなど、読み手の立場に立った紙面作りを心掛ける。
- オ 質疑・質問に関連した写真、イラストを可能な限り使用し、読みやすい紙面作りに努める。

##### (委員会等)

- ア 各委員会の審査結果について、委員長口頭報告での主な要望事項を掲載する。
- イ 付託議案のない委員会についても、議論された内容について主な項目を掲載する。
- ウ 行政視察（委員会視察、会派視察）については、日程、視察先、調査項目を掲載する。

#### (3) 最終ページ及び各ページの空き部分

##### ア 提出議案とその結果

議案番号、件名、採決結果を掲載（紙面上、可能な限り件名に内容説明を付記する）

##### イ 請願

採択など結果の出された請願の件名を掲載（紙面上、可能な限り要旨も掲載）

##### ウ 意見書・決議

可決された意見書・決議につき、本文を掲載（紙面上、概要のみの掲載もある）

エ 人事案件

氏名のみ掲載

オ 傍聴、ケーブルテレビ本会議生中継、インターネット本会議中継など

紙面上のスペースが確保できれば、次回定例会の開催月を知らせ、傍聴を呼びかける。また、ケーブルテレビでの本会議生中継、インターネットでの本会議生中継及び録画配信などについても周知を図る。

カ その他

紙面上のスペースが確保できれば、請願や陳情の仕方、議会のしくみなどの解説を掲載する。

(4) 特 別 枠

ア 第1回定例会号で、議会交際費の執行状況を公表する。

イ 第3回定例会号では、決算審査の概要を掲載する。

ウ 第4回定例会号では、正副議長の新年のあいさつに加えて、議員顔写真（会派別）を掲載する。

エ 議会改革の取り組みなど特に市民に周知すべき議会の動きがあった場合、その内容を掲載する。

3 臨時会（初議会）号

（内 容）

ア 議会の構成

新正副議長及び各常任委員会・特別委員会等の新しい議会構成、会派別の議員構成を含めた議員紹介（期数、住所、電話番号含む）を掲載。

イ 基本的な情報提供

議会の役割、年間スケジュール、定例会の流れ等の議会に関する基本的な情報提供を行う。

ウ 請願・陳情の仕方

請願（陳情）書の記載例や審査の流れを掲載。

エ 傍聴案内

本会議・委員会の傍聴案内（手話通訳の案内含む）やケーブルテレビ・インターネットによる議会中継などの議会を見る手段を掲載。

オ 議会広報

議会報（視覚障害者向けの点字・声の議会報の案内含む）、新聞、FMラジオ等の各種議会からの広報状況を掲載。

カ その他

紙面上のスペースが確保できれば、用語の説明などを掲載する。

※ 平成30年度第2回定例会号にあわせて発行した保存版議会報ひめじと同様の内容で臨時会号を発行し、新たな議会の構成等を市民に周知する。

4 そ の 他

議案に対する賛否状況の掲載については、議会運営委員会で決定された方針に従い対応する。

# ひめじ Himeji

もくじ

- ② 会派別議員構成
- ④ 質疑・質問
- ⑧ 委員会等の活動
- ⑨ 人事・請願・議会の動き  
・提出議案とその結果



おもちつきってたのしいね (青山幼稚園)

新年のごあいさつ

②

## 令和元年第4回姫路市議会定例会のあらまし

第4回姫路市議会定例会は11月27日に開会。初日は、姫路市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例や姫路市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例などの議案が上程され、提案理由説明を受けた後、議案の審査に入りました。

12月5日・6日・9日に12人の議員が議案や市政全般について質問し、活発な議論を展開しました。11月27日、12月10日～12日・17日には常任委員会・予算決算委員会分科会を開催し、それぞれ付託された議案や請願などについて審査しました。

最終日の12月23日には、各委員会の委員長が委員会審査の結果を報告し、議案や請願などの採決を行いました。その結果、今定例会では議案52件を原案どおり議決し、請願については1件を採択しました。



## 提出議案とその結果（令和元年第4回定例会） 続き

番号	件名	結果	会派名						
			市民	創政	公明	自民	新生	共産	維新
議案第78号	姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第79号	中播都市計画事業JR網干駅前土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第80号	姫路市給水条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	×	○
議案第81号	姫路市休養センター・香寺荘条例を廃止する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第82号	委託協定の締結について（大塩駅歩道橋整備工事委託協定の締結）	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第83号	損害賠償額の決定について（交通事故による損害賠償額の決定）	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第84号	姫路市飾磨市民センター等に係る指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第85号	姫路市西市民センター等に係る指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第86号	姫路市立網干環境楽習センターに係る指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第87号	姫路市立障害者支援センター等に係る指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第88号	姫路市立ふれあいの郷養護老人ホームに係る指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第89号	姫路市立広畑児童センターに係る指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第90号	姫路市立網干児童センターに係る指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第91号	姫路市立安室児童センターに係る指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第92号	姫路市民プラザに係る指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第93号	姫路市立田寺テニスコート等に係る指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第94号	姫路市立夢前スポーツセンター等に係る指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第95号	姫路市林田チャレンジ農園に係る指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第96号	姫路市自然観察の森及び桜山公園に係る指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第97号	姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺に係る指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第98号	にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第99号	くれさか環境事務組合規約の一部変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第100号	中播農業共済事務組合規約の一部変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第101号	中播農業共済事務組合の解散について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第102号	中播農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第103・104号	財産区管理委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○
議案第105号	契約の締結について（姫路市営中河原住宅（第3期）高層建替（建築）工事請負契約の締結）	同意	○	○	○	○	○	○	○
議案第106号	令和元年度姫路市一般会計補正予算（第5回）	可決	○	○	○	○	○	○	×
議案第107号	姫路市職員給与条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	×
議案第108号	姫路市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	×
議案第109号	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	×	×
議案第110号	姫路市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	×	×
議案第111号	姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	×
議案第112号	議決更正について（姫路市立峰相小学校給食室改築工事請負契約に係る議決更正）	可決	○	○	○	○	○	○	○
議案第113号	教育委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
議案第114号	公平委員会委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○
諮問第2～10号	人権擁護委員候補者の推薦について	可決	○	○	○	○	○	○	○

### 会派の略称と人数

市民クラブ	市民	9人	新生ひめじ	新生	7人
創政会	創政	9人	日本共産党議員団	共産	4人
公明党	公明	8人	日本維新の会	維新	2人
自由民主党・無所属の会	自民	8人			

※ 賛否には議長（市民クラブ所属）は含まれません。

### 賛否状況の表記

- 賛成は「○」、反対は「×」と表記しています。
- 議員ごとの賛否の状況はホームページでご覧になれます。



# ひめじ

## 目 次

- 質疑・質問 …………… 2
- 委員会等の活動 …………… 8
- 議会の動き・請願  
・提出議案とその結果… 9

平成30年度  
決算審査 ……6



水族館でヒトデにタッチ (大津幼稚園)

## 令和元年第3回姫路市議会定例会のあらまし

第3回姫路市議会定例会は9月2日に開会。初日は、平成30年度姫路市各会計決算認定や姫路市放課後児童クラブ条例などの議案が上程され、提案理由説明を受けた後、議案の審査に入りました。

9日・10日・11日に13人の議員が議案や市政全般について質問し、活発な議論を展開しました。12日・13日・17日～20日・26日には常任委員会・予算決算委員会分科会を開催し、それぞれ付託された議案や請願などについて審査しました。

最終日の10月2日には、各委員会の委員長が委員会審査の結果を報告し、議案の採決を行いました。その結果、今定例会では、議案37件、議員提出議案1件を原案どおり議決し、請願については1件を審議未了としました。

## 提出議案とその結果（令和元年第3回定例会） 続き

番 号	件 名	結 果	会 派 名						
			市 民	創 政	公 明	自 民	新 生	共 産	維 新
議案第40号	平成30年度姫路市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	認 定	○	○	○	○	○	×	○
議案第41号	平成30年度姫路市奨学学術振興事業特別会計決算認定について	認 定	○	○	○	○	○	○	○
議案第42号	平成30年度姫路市財政健全化調整特別会計決算認定について	認 定	○	○	○	○	○	○	○
議案第43号	平成30年度姫路市水道事業会計決算認定について	認 定	○	○	○	○	○	○	○
議案第44号	平成30年度姫路市都市開発整備事業会計決算認定について	認 定	○	○	○	○	○	○	○
議案第45号	平成30年度姫路市下水道事業会計決算認定について	認 定	○	○	○	○	○	○	○
議案第46号	令和元年度姫路市一般会計補正予算（第2回）	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第47号	令和元年度姫路市介護保険事業特別会計補正予算（第1回）	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第48号	姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第49号	姫路市放課後児童クラブ条例について	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第50号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第51号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第52号	姫路市印鑑条例の一部を改正する条例について	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第53号	姫路市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第54号	姫路市すこやかセンター条例の一部を改正する条例について	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第55号	姫路市立夢前福祉センター条例の一部を改正する条例について	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第56号	姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第57号	姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第58号	姫路城縦覧料等徴収条例の一部を改正する条例について	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第59号	姫路市立公園条例の一部を改正する条例について	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第60号	姫路市書写の里・美術工芸館条例の一部を改正する条例について	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第61号	契約の締結について（姫路市防災行政無線再整備事業請負契約の締結）	同 意	○	○	○	○	○	○	○
議案第62号	契約の締結について（地蔵川排水ポンプ場ポンプ等設置工事請負契約の締結）	同 意	○	○	○	○	○	○	○
議案第63号	契約の締結について（青山川改修工事請負契約の締結）	同 意	○	○	○	○	○	○	○
議案第64号	契約の締結について（姫路市立曾左小学校屋内運動場大規模改修（建築）工事請負契約の締結）	同 意	○	○	○	○	○	○	○
議案第65号	契約の締結について（姫路市立広畑中学校屋内運動場大規模改修（建築）工事請負契約の締結）	同 意	○	○	○	○	○	○	○
議案第66号	市道路線の認定及び廃止について	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第67号	平成30年度姫路市下水道事業会計剰余金の処分について	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第68号	平成30年度姫路市水道事業会計剰余金の処分について	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第69号	議決更正について（大手前通り（北工区）再整備工事請負契約に係る議決更正）	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第70号	議決更正について（松原排水路3号新設（その2）工事請負契約に係る議決更正）	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議案第71号	議決更正について（姫路市立大塩小学校給食室改築工事請負契約の締結に係る議決更正）	可 決	○	○	○	○	○	○	○
議員提出議案 第1号	姫路市議会会議規則の一部を改正する規則について	可 決	○	○	○	○	○	○	○

### 会派の略称と人数

市民クラブ	市民	9人	新生ひめじ	新生	7人
創政会	創政	9人	日本共産党議員団	共産	4人
公明党	公明	8人	日本維新の会	維新	2人
自由民主党・無所属の会	自民	8人			

※ 賛否には議長（市民クラブ所属）は含まれません。

### 賛否状況の表記

- 賛成は「○」、反対は「×」と表記しています。
- 議員ごとの賛否の状況はホームページでご覧になります。



# ひめじ Himeji

第 2 回  
定例会号  
No.218



2つの意見書を  
国に送付

.....7

### 目次

- 質疑・質問 .....2
- かんべえくんの市議会攻略Vol.5 .....5
- 委員会等の活動 .....6
- 決議・意見書・人事・請願 .....7
- 提出議案とその結果 .....8



目指せ！未来の日本代表（花田保育所のサッカー教室）



## 平成30年第2回姫路市議会定例会のあらまし

第2回姫路市議会定例会は6月4日に開会。初日は、姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例や姫路市市税条例等の一部を改正する条例などの議案が上程され、提案理由説明を受けた後、議案の審査に入りました。

6月11日・12日には11人の議員が議案や市政全般について質問し、活発な議論を展開しました。6月14日・15日・19日・21日・26日には常任委員会を、18日には特別委員会を開催し、それぞれ付託された議案や請願などについて審査しました。

最終日の26日には、各委員会の委員長が委員会審査の結果を報告し、議案の採決を行いました。その結果、今定例会では、姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例については修正可決、その他の議案28件と議員提出議案3件を原案どおり議決し、請願については2件を採択、1件を不採択としました。

議会に関する  
ご意見・お問い合わせ

姫路市議会事務局  
〒670-8501  
姫路市安田四丁目1番地  
TEL 079(221)2035  
FAX 079(221)2028  
Mail gik-chosa  
@city.himeji.lg.jp

## 提出議案とその結果(第2回定例会)

議案番号	件名	結果
議案第51号	姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例について[介護保険法が改正され、介護保険施設として、長期療養が必要な要介護者に対して医療及び介護を一体的に提供する介護医療院が創設されたことに伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めようとするもの]	修正可決
議案第52号	姫路市市税条例等の一部を改正する条例について[地方税法の改正に伴い、個人市民税について、非課税措置の所得要件の引上げ並びに基礎控除及び調整控除に係る所得要件の創設を行い、固定資産税について、地域決定型地方税制特例措置の対象とされた中小企業者等が取得する一定の機械装置等に係る課税標準の特例割合を定めるとともに、市たばこ税について、税率を段階的に引き上げ、新たに加熱式たばこの区分を設ける等の課税方式の見直しを行うほか、必要な規定整備をしようとするもの]	可決
議案第53号	姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について[福祉医療費の助成に係る所得制限の基準となる市町村民税の所得割について、ふるさと納税ワンストップ特例制度における個人住民税の申告特例控除を適用しないこととするともに、賦課期日に指定都市に住所を有していた者については指定都市以外の市町村に住所を有していた者とみなして算定するほか、必要な規定整備をしようとするもの]	可決
議案第54号	姫路市介護保険条例の一部を改正する条例について[介護保険法施行令の改正に伴う規定整理をしようとするもの]	可決
議案第55号	姫路市体育施設条例及び姫路市勤労市民会館条例の一部を改正する条例について[姫路勤労者体育センターを廃止し、新たに体育施設として姫路市立飾磨体育館を設置するとともに、同体育館の管理を指定管理者に行わせることができるとし、指定管理者に管理を行わせる場合においては、施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させようとするもの]	可決
議案第56号	姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について[住宅の建て替え等に伴い、上野住宅及び書写西住宅の位置の表示を変更しようとするもの]	可決
議案第57号	姫路市立公園条例の一部を改正する条例について[姫路公園内に存する姫路城三の丸広場等、姫路城西御屋敷跡庭園好古園及び姫路市立美術館において、競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類するものを行う場合の使用料を定めようとするもの]	可決
議案第58号	契約の締結について(市川美化センター基幹的設備改良他工事請負契約の締結)[契約金額 7,560,000,000円]	同意
議案第59号	契約の締結について(市川美化センター工場棟他改修工事請負契約の締結)[契約金額 245,160,000円]	同意
議案第60号	契約の締結について(姫路市立高岡西小学校校舎大規模改修工事請負契約の締結)[契約金額 164,484,000円]	同意
議案第61号	契約の締結について(姫路市立高浜小学校校舎大規模改修工事請負契約の締結)[契約金額248,292,000円]	同意
議案第62号	契約の締結について(姫路市立飾磨東中学校校舎大規模改修工事請負契約の締結)[契約金額 231,660,000円]	同意
議案第63号	契約の締結について(姫路市立広畑中学校校舎大規模改修工事請負契約の締結)[契約金額 278,856,000円]	同意
議案第64号	動産の購入について(高規格救急車(2台)の購入)[購入金額 61,776,000円]	可決
議案第65号	動産の購入について(消防団冬活動服の購入)[購入金額 36,044,805円]	可決
議案第66号	建物の取得について((仮称)姫路市立図書館花北分館の施設の取得)[取得床面積 686.93㎡(持分0.2824874)]	可決
議案第67号	姫路市立ぼうぜ医院に係る指定管理者の指定について[指定管理者となる団体 医療法人社団ぼうぜ医院]	可決
議案第68号	財産区管理委員の選任について[節東財産区管理委員の任期満了に伴い、後任の委員を選任しようとするもの]	同意
議案第69号	市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議会議員の選任について[市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議会議員の欠員を補充するため、議員を選任しようとするもの]	同意
議案第70号	議決更正について(白浜市場線(1工区)道路新設及び国道250号道路改良工事請負契約に係る議決更正)[契約金額を増額しようとするもの]	可決
議案第71号	専決処分の承認について(姫路市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認)[緊急を要したので専決処分した姫路市市税条例の一部を改正する条例について承認を得ようとするもので、その主な内容は、地方税法の改正に伴い、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置を平成32年度まで延長するとともに、地方決定型地方税制特例措置の対象である汚水廃液処理施設及び再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例割合を変更したほか、必要な規定整備をしたもの]	承認
議案第72号	専決処分の承認について(介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に係る専決処分の承認)[緊急を要したので専決処分した介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について承認を得ようとするもので、その主な内容は、介護保険法施行規則が改正され、地域密着型サービスのうち看護小規模多機能型居宅介護に係る事業者の指定を受けることができる者として有床診療所の開設者が追加されたこと等に伴い、姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例ほか2条例について必要な改正を行ったもの]	承認
議案第73号	契約の締結について(大手前通り(北工区)再整備工事請負契約の締結)[契約金額 491,400,000円]	同意
議案第74号	動産の購入について(救急艇(19トン)の購入)[購入金額 214,920,000円]	可決
議案第75号	教育委員会委員の任命について	同意
議案第76号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意
議案第77・78号	監査委員の選任について	同意
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	可決
議員提出議案第3号	太陽光発電施設と地域環境の調和に関する法令整備を求める意見書について	可決
議員提出議案第4号	ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書について	可決
議員提出議案第5号	2025年国際博覧会の誘致に関する決議について	可決



## 高知市議会 行政視察

### 概要

区 分	高 槻 市
たかつき市議会だよりの概要について	
(1)名称	たかつき市議会だより
(2)創刊年月日	1973年(昭和48年)1月24日
(3)発行部数等	
①発行回数 発行部数(1号当たり)	年6回 164,300部 (前回の発行部数)
②発行日	定例会の翌々月の1日
③配布方法	宅配業者による全戸配布 (市広報誌と同時配布)
④規格	A4判 冊子型 3月定例会号 16ページ 6・9・12月定例会号 8ページ 5月臨時会号 4ページ 正月号 4ページ (5段組:12字×27行)フルカラー
⑤掲載内容・項目	定例会の概要、議案質疑、議決結果・表決結果、一般質問、議会日誌、議会の日程、行政視察の概要、雑記帳(議会だより編集委員が交代で執筆)など
⑥令和元年度予算(当初) (単価は実績)	<p>【印刷製本費(デザイン料含む)】 5,083千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2.7円/4頁(税抜)</li> <li>・4.7円/8頁(税抜)</li> <li>・6.9円/16頁(税抜)</li> </ul> <p>【点字版議会だより】 800千円 4,453円(印刷原版1枚につき 税抜)</p> <p>【声の議会だより】 512千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>55,570円/1回 4頁(税抜)</li> <li>70,955円/1回 8頁(税抜)</li> <li>130,890円/1回 16頁(税抜)</li> </ul> <p>【手話の議会だより】 484千円 73,971円/1回(税抜)</p> <p>【宅配委託料】5,884千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4.0円/4頁(税抜)</li> <li>・5.0円/8頁(税抜)</li> <li>・7.0円/16頁(税抜)</li> </ul>

170の決定は?

百号進化

44286

編集体制等について

(1)事務局の体制	5人 (原稿確認(管理職)1人、原稿作成4人。議事調査チームが担当している。)
(2)委員会(議員)の体制	
①委員数、任期	議会だより編集委員会(任意の委員会) 9人 (議運構成会派からの選出委員7人と正副議長) 任期は1年
②開催状況	原則 毎号2回(閉会の翌日と校了日の前に開催)
③主な協議内容	○第1回 表紙写真の選定、掲載事項の決定、議案質疑の選定 ○第2回 見出し、写真等の確認、原稿の校正
(3)議会だより発行までのスケジュール	4ページのとおり
(4)議会だより編集委員会と事務局との作業分担	掲載事項の決定、表紙写真の選定、議案質疑の選定 一般質問は、発言議員が作成している 雑記帳は、議会だより編集委員会の委員が作成している。 表紙写真を含めた全ての写真撮影、記事の作成(定例会の概要、議案質疑、議決結果・表決結果、議会日誌、議会の日程、行政視察の概要、特集記事)は、事務局で分担して行っている。

印象的な表紙づくりについて

(1)撮影者	撮影は事務局の5人で行っている。事前に撮りためたものを使用するが多いが、議会だより編集委員会で決定後に撮影する場合もある。 表紙写真のうち季節的なものについては、広報担当部署に写真の提供を依頼する場合もある。 また、表紙写真以外の掲載写真について、施設の写真など、担当部署でなければ撮影できない写真の場合は、担当部署に写真の提供を依頼する。
(2)掲載写真の選定方法	表紙写真は、事務局から3案を提示し、議会だより編集委員会にて選定している。 表紙写真以外の掲載写真については、事務局で決定し、議会だより編集委員会で確認を行う。

レイアウトについて	
(1)レイアウトの決定	レイアウトやデザインは委託業者に任せている（編集委員会で正副委員長一任としている）。
(2)読んでいただくための工夫	読みやすさと親しみやすさを重視するため、文字が多くなりすぎないようにしている。そのために、記事は簡潔な文章で内容を絞ったものとし、特に議案質疑・一般質問については文字が多くなる傾向があるため、行数の目安を決めている。 また、写真やイラストを多く配置するなど、全ページフルカラーの特性を生かした誌面としている。 このほか、議会活動に興味を持ってもらうための特集記事を不定期で掲載している。
記事内容について	
(1)一般質問の記事	以前は編集委員会で選ばれた5件分のみを事務局が作成し、掲載していたが、令和元年6月定例会号より試行実施とし、議員全員分を掲載している。議員自身が原稿を作成している。掲載は通告順。一般質問スペースは2頁分と決まっていることから、一般質問通告者で行数を均等に配分する。会派名や顔写真は掲載していない。
(2)定例会記事の決定方法	2面の定例会の概要は、議案質疑に掲載している議案を中心に掲載しているが、1面で議案に関する写真が用いられている場合は、1面に関連する議案も掲載している。議案質疑は、本会議・委員会で質問の多かった議案を事務局で選定し、それらの中から、議会だより編集委員会において、3件もしくは5件を選定する。
コンクールで評価されたポイントについて	中核市議会議長会第12回議会報コンクールでは、表紙の保育所の写真が軟らかく市政課題を取り上げていることや、誌面内における写真の大きさと記事量とのバランス、ピクトグラムや見出しのあしらいの工夫により一気に読める議会報となっていることが評価された
編集上のルールや特色ある取り組み、苦慮している点などについて	表紙写真については、定例会の内容、季節的なもの、市のイベントなどから3案を事務局で提示しているが、定例会の内容によっては、必ずしも表紙にふさわしい議案等が出るとは限らず、課題と感じている。また、季節的な写真も必然的に昨年のもとなるため、タイムリーな写真の掲載が難しい。

別紙（発行までのスケジュール）

日程	議会だよりスケジュール
9月1日	土
9月2日	日
9月3日	月
9月4日	火
9月5日	水
9月6日	木 本会議（提案理由説明）
9月7日	金
9月8日	土
9月9日	日
9月10日	月 本会議（質疑、委員会付託）
9月11日	火
9月12日	水 常任委員会
9月13日	木 常任委員会
9月14日	金
9月15日	土
9月16日	日
9月17日	月
9月18日	火
9月19日	水
9月20日	木
9月21日	金
9月22日	土
9月23日	日
9月24日	月
9月25日	火 本会議（採決、一般質問）
9月26日	水 本会議（一般質問）
9月27日	木 議会だより編集委員会 正午：一般質問原稿締め切り
9月28日	金
9月29日	土
9月30日	日

日程	議会だよりスケジュール
10月1日	月
10月2日	火
10月3日	水 出稿
10月4日	木
10月5日	金
10月6日	土
10月7日	日
10月8日	月
10月9日	火 初校
10月10日	水 初校戻し
10月11日	木 再校、再校戻し
10月12日	金 大ゲラ（見本）の提供
10月13日	土
10月14日	日
10月15日	月 議会だより編集委員会
10月16日	火 決算審査特別委員会
10月17日	水 決算審査特別委員会
10月18日	木
10月19日	金 校了
10月20日	土
10月21日	日
10月22日	月 決算審査特別委員会
10月23日	火 決算審査特別委員会
10月24日	水
10月25日	木 納品
10月26日	金
10月27日	土
10月28日	日 宅配
10月29日	月
10月30日	火
10月31日	水
11月1日	木 発行

議会だより（令和元年12月定例会号） 一般質問提出用紙

議員名： \_\_\_\_\_

- 提出期限 12月18日の正午までに議会事務局まで提出ください。（期限までに提出がない場合は、掲載できません）
- 原稿
  - ・縦書きで作成してください。
  - ・見出し、質問、答弁（、要望等）をご記入ください。
  - ・たかつき市議会だよりに掲載する一般質問原稿の作成に関する申し合わせに基づいて作成してください。


見出し・本文を含めて  
縦：12文字 横：11行

## たかつき市議会だよりに掲載する一般質問原稿の作成に関する申し合わせ

高槻市議会報発行規程（以下、「規程」という。）に基づくたかつき市議会だより（以下、「議会だより」という。）の編集に関し、その編集の適正を期するため、一般質問原稿（以下、「原稿」という。）の作成について、必要な申し合わせを定めるものとする。

### （編集）

1. 原稿の編集は、規程第4条に基づき、議会だより編集委員会が行う。

### （原稿作成者）

2. 原稿の作成は、一般質問を発言した議員が行う。

### （行数）

3. 原稿の行数は、発言通告締め切り後、均等に配分する。

### （提出期限）

4. 原稿は、定例会終了日の翌日（閉庁日の場合は次の開庁日）正午までに、提出用紙を用いて、議会事務局へ提出する。

### （原稿作成の基準）

5. 原稿を作成する基準として、次のとおりとする。

- ① 実際に発言した内容に基づき作成する。ただし、高槻市議会会議規則（昭和32年高槻市議会規則第1号）第65条の規定により発言の取り消しがされた部分を除く。
- ② 文体は、「です・ます」調で作成する。
- ③ 感嘆符（!）や疑問符（?）、感嘆符疑問符（!?）などは、原則として使用しない。ただし、固有名詞や資料等を引用する場合を除く。
- ④ 見出しを付し、「質問」及び「答弁」を少なくとも1つずつ作成する。

### （掲載）

6. 議会だよりにては発言者全員分の一般質問と議員名を掲載する。掲載順序は、発言通告順とする。ただし、4項に定めた提出期限内に原稿の提出がない場合は、掲載しない。

### （掲載できない事項）

7. 議会だより編集委員会において、次の事項に該当すると認めた部分については掲載をしない。

- ① 答弁等の趣旨が異なる部分
- ② 特定の個人が識別され、又はされ得るものであって、議会だよりに掲載することが適さないと認めた部分
- ③ 個人の名誉、プライバシー等の権利を害するおそれがある部分
- ④ 法人の社会的信用等の低下を招き、その正当な利益を害するおそれがある部分
- ⑤ その他、議会だよりに掲載することが適さない部分

### 附則

この申し合わせは、令和元年6月13日から適用する。

# 記入例 (手書き)

見出し・本文を含めて

縦：12文字、横：13行

実際の行数は提出用紙をご覧ください

定	住	口	議	議	地	え	め	伺	重	は		市
住	の	員	員	の	て	に	に	い	要	市	議	税
促	増			良	お	は	企	ま	で	税	員	収
進	加	市	市	さ	り	業	業	す	す	収		入
に	も	税	税	を	、	、	誘	が	が	入	市	を
も	重	増	増	企	ま	業	致	が	、	増	政	増
努	要	に	に	業	ず	に	が			や	発	や
め	な	は	は	に	は	周	重			す	展	す
て	こ	就	就	知	本	知	要			施	の	施
ほ	と	労	労	し	市	し	と			策	た	策
し	か	人	人	て	の	考	考			は	め	は
い。	ら、				立						に	

初めに見出し  
を記入してく  
ださい

最後に意見、  
要望はなくて  
も結構です。

※「議員」、「答弁」の前後は1文字分空けてください  
※句読点や「」などはそれぞれ1文字分です

# 記入例 (ワード)

見出し・本文を含めて  
縦… 12文字 横… 13行

実際の行数は  
提出用紙をご  
覧ください

市税収入を増やす施策は  
議員市政発展のために  
は市税収入を増やすことが  
重要ですが、今後の施策を  
伺います。  
答弁市税収入増加のため  
には企業誘致が重要と考  
えており、まずは本市の立  
地の良さを企業に周知して  
いきます。  
議員市税増には就労人  
口の増加も重要なことから、  
定住促進にも努めてほしい。

初めに見出  
しを記入し  
てください

最後に意見、  
要望はなく  
すとも結構で

※「議員」「答弁」の前後は1文字分空けてください  
※句読点や「」などはそれぞれ1文字分です



令和元年度版

# 高槻市議会の概要

---

令和元年8月13日作成

高槻市議会事務局

# 1. 市の概況

## (1) 郷土のありさま

### ■ 小史

高槻（地名のおこりは「高月」）の名が史上に現れたのは、鎌倉時代から南北朝時代の頃です。縄文・弥生の昔から連綿と営まれてきたこの地の人々の暮らしが、この時高槻の集落として実を結んだのです。

南北朝期（14世紀中葉）には足利尊氏配下の入江左近将監が城館を設け、戦国時代には、キリシタン大名の高山右近が高槻城主となって、日本のキリシタン史上に輝く足跡を残しました。

江戸時代に入り、慶安2年（1649）に永井直清が高槻城に封ぜられて以後、幕末までに永井氏の領地として発達しましたが、永井氏は特に土木・治水に意を注ぎ、城下町も発展しました。

明治、大正の時代を経て、昭和6年1月1日、三島郡高槻町・芥川町・清水村・磐手村及び大冠村の5町村が合併して新しい高槻町が成立、昭和18年1月1日に大阪府内9番目の市として市制（人口約3万1,600人、市域64.3k㎡）を施行しました。その後、工場の誘致、住宅等の建設により、ようやく田園都市から産業都市への発展のきざしをみせ、町村合併促進法に基づき昭和30年4月3日には三箇牧村を、昭和31年9月30日には富田町を合併し、ついで昭和33年4月1日、京都府南桑田郡榎田村を合併編入するとともに、“市民の足”市バス（昭和29年2月）を持った新都市としての姿を整えるに至りました。

市では昭和35年頃から人口が急増し、特に46年には年間3万1,800人も増加。これに伴い学校建設を中心とする公共施設の整備・拡充など行政需要も増大し、財政は未曾有の危機に陥りましたが、その後、自主再建により赤字を解消しつつ、国鉄（現JR）高槻南駅前市街地再開発などの都市の基礎となる骨組づくりに取り組んできました。

平成15年4月1日には、中核市に移行しました。そして、人口減少や少子高齢化の進展、地球環境問題の深刻化、高度情報化社会の進展など、急激に変化する社会的潮流に的確に対応していくため、将来のまちづくりを見据えた高槻市総合戦略プラン（第5次高槻市総合計画）に基づき、同計画に掲げる6つの将来の都市像の実現に向けて、行政、市民、事業者がお互いに役割と責任を分かち合い、協力しながら、今後のさらなる発展を目指して、まちづくりを進めています。

### ■ 地勢

本市は、京都市と大阪市のほぼ中間に当たり、大阪府の東北部に位置しています。北は北摂連山に連なる山並みと丘陵、南は淀川に面し、東は島本町に、西は安威川及び平地をもって茨木市に接しています。

市街地を南北に二分してJR東海道本線と阪急電鉄京都線が並行して走り、一方、北部丘陵地を名神高速道路が、中心地南部を東海道新幹線が東西に横断しています。また、市の中心部を芥川、東部に桧尾川が流れ、それぞれ淀川に注いでいます。

(2) 市制施行： 昭和18年（1943年）1月1日

(3) 中核市移行： 平成15年（2003年）4月1日

## (4) 位置、面積

面積	:	105.29 k㎡
広ぼう	:	東西 10.4 km
		南北 22.7 km
海拔	:	最高 678.7 m
		最低 3.3 m
市役所の位置	:	大阪から21.2 km
		京都から21.6 km





### (5) 市 章

大阪市と京都市の市章を組み合わせ、高槻の高をかたちどったもので、京阪両都のちょうど中間に位置し、大きな役割を果たしながら、両都とともに発展する本市の姿をあらわしています。

### (6) 市民の木「けやき」

古名を「槻(つきの木)」「つきけやき(強い木の意味)」ともいい、室町時代(1390年頃)この地に大きな「槻」の木があり、その高さは20丈(約60メートル)にもおよび、昼間も暗いほど繁茂していたところから、地名も「高月」から「高槻」になったと伝えられています。



### (7) 市民の花「うのはな」

「うつぎ」ともいい、本市の史跡、玉川の里に群生しています。古来、玉川の里は摂津の玉川として天下の6玉川のひとつに数えられ、うのはなや月の名所として有名で、平安時代の歌道の隆盛に伴い、その歌枕として用いられました。



### (8) 市民憲章

#### ■前文

わたくしたちのまち高槻は、北は景勝摂津峡をいだく北摂連山につつまれ、南は淀川の豊かな流れに臨み、平和な風土に恵まれています。

わたくしたちのまち高槻は、祖先の心をしのばせる遺跡・史跡をはじめ、多くの文化財をもつ由緒のあるまちです。

わたくしたちは、この地にあって、真に生きがいのある文教・福祉都市を建設し、子孫が誇りをもって「わが郷土・高槻」と語り継げるよう、明日への願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

#### ■条文

1 高槻は わたくしたちの 自治のまち

わたくしたちは、市民としての自覚と責任をもって、進んでまちづくりに参加します。

2 高槻は 心と心を 結ぶまち

わたくしたちは、信頼と愛情を深め、すべての差別をなくし、自由と公正を守ります。

3 高槻は 住みよい環境 めざすまち

わたくしたちは、あらゆる公害をなくし、生活の安全を守り、花と緑を育てます。

4 高槻は 生きるよろこび 燃やすまち

わたくしたちは、体を鍛え、仕事に励み、明るい家庭と社会を築きます。

5 高槻は 文化の華を 咲かすまち

わたくしたちは、人間性豊かな教養を高め、輝く市民の文化を創ります。

(昭和52年12月5日制定)

高槻市民憲章制定市民会議

### (9) 都市宣言

交通安全都市宣言決議 (昭和 41 年 2 月 19 日可決)  
暴力追放都市宣言 (昭和 51 年 11 月 13 日可決)  
人権擁護都市宣言 (昭和 53 年 12 月 22 日可決)  
非核平和都市宣言 (昭和 58 年 3 月 22 日可決)  
健康都市宣言 (昭和 63 年 12 月 19 日可決)

### (10) 都市交流

姉妹友好都市  
島根県益田市 平成 20 年 4 月 27 日提携再調印  
福井県三方上中郡若狭町 平成 20 年 4 月 27 日提携再調印  
フィリピン・マニラ市 昭和 54 年 1 月 25 日提携調印  
オーストラリア・トゥーンバ市 平成 3 年 11 月 13 日提携調印  
中国・常州市 昭和 62 年 3 月 18 日提携調印

### (11) 人口及び世帯数

(平成 31 年 3 月末現在)

	男	女	総数
人口	168,272人	183,469人	351,741人
平均年齢	45.2歳	48.1歳	46.7歳
世帯数	160,191世帯		

#### ☆高齢化率

(平成 31 年 3 月末現在) 28.9% 65 歳以上人口 (老年人口) 101,928 人

☆H27 年国勢調査 人口 351,829 人 世帯数 148,048 世帯

### (12) 人口の推移

(各年 12 月末現在)

年次	世帯数 (世帯)	人口 (人)
昭和 18 年(1943)	6,796	31,615
40 年(1965)	34,218	134,546
50 年(1975)	102,098	331,511
平成 5 年(1993)	128,113	363,506
15 年(2003)	143,505	355,825
25 年(2013)	156,382	356,388
30 年(2018)	159,956	352,496

### (13) 産業別就業人口

区分	平成 27 年国勢調査		平成 22 年国勢調査	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
第 1 次産業	780	0.5	835	0.6
第 2 次産業	32,404	21.6	34,381	22.4
第 3 次産業	106,764	71.0	107,524	70.1
分類不能産業	10,266	6.9	10,595	6.9
計	150,214	100.0	142,740	100.00

### (14) 昼夜間人口

○ 夜間人口 : 351,829 人 ○ 昼間人口 : 309,389 人

○ 夜間人口 100 人当たり昼間人口 : 87.9 人 (平成 27 年国勢調査)

# 市の財政

## (1) 令和元年度（平成31年度） 当初予算

会計別	予算額(千円)	構成比 (%)
一般会計	124,568,728	53.6
特別会計	78,357,098	33.7
企業会計	29,391,510	12.7
合計	232,317,336	100.0

## (2) 一般会計 歳入(財源別)

財源別	予算額(千円)	構成比 (%)
市 税	50,255,514	40.3
分担金及び負担金	2,377,141	1.9
使用料及び手数料	2,564,305	2.1
財産収入	177,076	0.1
寄附金	150,004	0.1
繰入金	4,630,756	3.7
繰越金	10,000	0.0
諸収入	2,500,320	2.0
自主財源計	62,665,116	50.3
地方譲与税	607,000	0.5
利子割交付金	103,000	0.1
配当割交付金	300,000	0.2
株式等譲渡所得割交付金	250,000	0.2
地方消費税交付金	5,500,000	4.4
ゴルフ場利用税交付金	47,000	0.0
自動車取得税交付金	170,000	0.1
環境性能割交付金	130,000	0.1
地方特例交付金	814,000	0.7
地方交付税	9,600,000	7.7
交通安全対策特別交付金	40,000	0.0
国庫支出金	24,750,411	19.9
府支出金	9,149,001	7.3
市 債	10,443,200	8.4
依存財源計	61,903,612	49.7
歳入合計	124,568,728	100.0

## (3) 一般会計歳出予算（目的別）

科目	予算額(千円)	構成比 (%)
議会費	677,846	0.5
総務費	15,593,804	12.5
民生費	62,055,487	49.8
衛生費	10,564,469	8.5
労働費	52,620	0.0
農林水産業費	743,379	0.6
商工費	797,700	0.6
土木費	9,815,863	7.9
消防費	3,394,750	2.7
教育費	11,653,632	9.4
災害復旧費	0	0.0
公債費	8,714,407	7.0
諸支出金	304,771	0.2
予備費	200,000	0.2
歳出合計	124,568,728	100.0

## (4) 一般会計歳出予算（経費別）

科目	予算額(千円)	構成比 (%)
人件費	21,214,940	17.0
物件費	17,522,691	14.1
維持補修費	2,062,179	1.7
扶助費	39,393,793	31.6
補助費等	8,910,996	7.2
投資的経費	12,354,237	9.9
公債費	8,714,407	7.0
投資及び出資金・貸付金	1,522,285	1.2
繰出金	12,567,474	10.1
積立金	105,726	0.1
予備費	200,000	0.2
歳出合計	124,568,728	100.0

## (5) 特別会計

内 訳	予算額(千円)
公園墓地	57,696
駐 車 場	910,750
国民健康保険	36,923,287
介護保険	29,233,040
後期高齢者医療	6,152,836
母子父子寡婦福祉資金貸付金	88,411
財 産 区	4,991,078
計	78,357,098

## (6) 企業会計

内 訳	予算額(千円)
下水道等事業	15,599,819
自動車運送事業	4,349,355
水道事業	9,442,336
計	29,391,510

決算の推移（普通会計）

（単位：千円）

年度 区分	平成 2 9	平成 2 8	平成 2 7	平成 2 6	平成 2 5
歳入総額(A)	113,518,005	113,610,597	117,853,849	113,713,724	111,111,952
歳出総額(B)	111,409,585	112,264,831	116,263,194	111,972,682	110,105,834
歳入歳出差引額(A)-(B)(C)	2,108,420	1,345,766	1,590,655	1,741,042	1,006,118
翌年度に繰り越すべき財源(D)	867,669	417,618	950,100	1,318,147	430,304
実質収支(E)	1,240,751	928,148	640,555	422,895	575,814
単年度収支(F)	312,603	287,593	217,660	△152,919	327,988
積立金(G)	493,505	349,448	274,228	297,999	1,332,008
繰上償還金(H)	0	0	0	0	0
積立金取崩し額(I)	0	0	60	120	120
実質単年度収支(J) (F)+(G)+(H)-(I)	806,108	637,041	491,828	144,960	1,659,876

主要な決算指標（普通会計）

（単位：千円）

年度 区分	平成 2 9	平成 2 8	平成 2 7	平成 2 6	平成 2 5
債務負担行為額	14,382,021	18,775,543	25,365,222	29,151,939	15,675,590
経常収支比率(%)	94.8	94.9	97.6	98.3	96.1
	97.8	98.8	93.3	93.8	91.2
公債費比率(%)	3.7	4.4	4.4	4.3	4.5
起債・制限比率 (3ヶ年平均)(%)	3.6	3.5	3.3	3.5	3.7
実質公債費比率 (3ヶ年平均)(%)	0.2	0.3	0.1	△0.2	△0.6
実質赤字比率(%)	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率(%)	—	—	—	—	—
将来負担比率(%)	—	—	—	—	—
財政力指数 (3ヶ年平均)	0.815	0.80	0.79	0.78	0.774
実質収支比率(%)	1.8	1.4	1.0	0.6	0.9
標準財政規模	67,954,649	67,718,694	67,407,410	67,024,453	66,739,740
積立金現在高	39,143,342	38,988,550	38,988,621	38,656,026	39,399,712
地方債現在高	48,781,734	51,867,343	51,773,901	50,488,273	48,932,560

※ 経常収支比率については、上段に減税補てん債（臨時税収補てん債）、臨時財政対策債を臨時の一般財源とし、下段に経常一般財源とみなした数値を基に算出。

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率の3指標は、数値が負数になったため（-）で表記している。

## 2. 議会

### (1) 議員数

条例定数 34人 現員数 34人

- ・平成9年3月27日 定数を減少する条例改正(40人→36人)
  - ・平成11年4月25日 条例施行
  - ・平成14年12月20日 定数条例制定(36人→36人)
  - ・平成15年1月1日 条例施行
  - ・平成26年3月27日 定数条例改正(36人→34人)
- ※平成27年4月26日の一般選挙から定数は34人。

### (2) 会派別議員数 ( )内は女性議員数

会 派 名	議 員 数
公明党議員団	8人(1人)
大阪維新の会高槻市議会議員団	6人
自民・無所属議員団	6人(1人)
日本共産党高槻市会議員団	4人(3人)
立憲民主党たかつき	3人(2人)
市民連合議員団	3人
立憲主義を守り・憲法を活かす会	2人
無 所 属	1人
無 所 属	1人
合 計	34人(7人)

※会派の構成要件：2人以上の所属議員数を有する団体

### (3) 年齢別議員数(令和元年5月1日現在)

年齢	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～
人数	0人	6人	9人	9人	6人	4人

最高齢78歳 最年少31歳 平均52.5歳

### (4) 委員会

#### (ア) 常任委員会(任期1年)

名 称	定数	所 管
総務消防	8	議会事務局、総合戦略部、総務部、会計課、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会
市民都市	9	市民生活環境部、都市創造部
福祉企業	9	健康福祉部、子ども未来部、交通部、水道部
文教にぎわい	8	街にぎわい部、教育委員会、農業委員会

(イ) 特別委員会（任期1年）

名 称	定数	審 査 内 容
市街地整備促進	9	・JR高槻駅ホーム及び駅周辺整備について ・富田地区のまちづくりについて
新名神・交通体系等対策	9	・新名神高速道路の整備促進について ・新名神高速道路等の沿道まちづくりについて ・環状幹線道路等の整備促進について
史跡整備・活用等	8	・安満遺跡公園等の整備について ・歴史遺産を活用したまちづくりについて
地方分権推進	8	・地方分権改革の推進に向けた取組について ・広域行政推進に係る諸課題について
決算審査	10	・一般会計、特別会計、企業会計の決算審査について

※ 決算審査特別委員会は9月定例会の初日に議案を上程し、2日目に設置。閉会中の継続審査とし、12月定例会の初日に委員長報告を行い、議決を行う。

※ 委員の選出基準は、交渉会派の人数を3で割り、端数を四捨五入した人数を選出する。

(ウ) 議会運営委員会（任期1年）

定 数	議会の議決で定めている（現員数7人）
選出基準	・4人以上の会派を交渉団体とし、4人に1人の割合とする。 なお、3人の会派についても1人選出できる。 ・委員を選出できない会派と無所属議員は、傍聴議員として傍聴し、休憩中に発言を認めている。

※ 議長は、地方自治法第105条の規定により出席。  
発言権はあるが表決権はない。

※ 副議長は、高槻市議会会議規則第117条の規定により委員外議員として出席。発言の許否は委員会が決める。表決権はない。

(5) 会議の開催状況（平成30年）

○本会議

区分	会期日数	会議日数	会議実時間	一般質問議員数	傍聴者数
3月定例会	28	6	26:46	19	164
5月臨時会	3	2	1:55	—	0
6月定例会	18	3	4:37	—	9
9月定例会	21	4	19:36	16	53
12月定例会	17	4	13:06	13	63
計	87	19	66:00	48	289



○ 常任委員会、特別委員会等

区分（常任等）	開議日数	会議実時間	区分（特別委員会）	開議日数	会議実時間
総務消防委員会	5	4：04	市街地整備促進	2	1：20
都市環境委員会	5	5：31	新名神・交通体系等対策	2	1：27
福祉企業委員会	5	6：09	史跡整備等	2	0：57
文教市民委員会	5	6：01	地方分権推進	2	0：33
議会運営委員会	18	9：07	決算審査	5	12：28

委員会傍聴者数⇒ 常任委員会 39人、特別委員会 37人、議会運営委員会 8人

(6) 議会運営の流れ

8日前	・休会中審査の請願受理締切日
7日前	・告示 ・議案発送日
本会議 (第1日)	諸般の報告、会期の決定、提案理由説明、即決議案採決 ※施政方針説明（3月定例会、改選時は6月定例会で実施）
2日～5日議案調査のため休会	
本会議(第2日)	※代表質問
本会議(第3日)	※議案質疑
本会議(第4日)	議案質疑、請願書提出、委員会付託
委員会	休会中の付託事件審査
閉会中審査の請願受理最終締切（正午まで）	
一般質問届出締切（正午まで）	
議員提出議案整理、委員長報告調製、その他手続事務処理のため休会	
本会議(第5日)	委員長報告・採決、追加議案提出（即決）、議員提出議案提出（即決） ・一般質問
本会議(第6日)	・一般質問

※当初予算審議以外の定例会の日程は、第2日及び第3日の本会議を除き、順次繰り上げる。

(7) 代表質問

- ・3月定例会（改選の年は6月定例会）に、市長の施政方針に対して行っている。
- ・通告期限は、市長の施政方針説明の翌日の正午まで
- ・発言者は各会派（4人以上の会派に限る。ただし、例外として3人会派も認めている）から1人。発言順序は大会派順。
- ・発言時間は、1会派につき10分を基礎とし、これに議員1人3分×所属議員数を加える。5分未満の端数は5分、5分を超え10分未満の端数は10分とする。

## (8) 議案質疑

通告制を設けていない。発言時間の制限はないが、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回まで。

## (9) 一般質問

- ・ 通告期限は、一般質問の日からおおむね1週間前の正午まで
- ・ 発言時間は質問答弁を含め45分以内。ただし、第1問は15分以内。再質問は原則2回まで
- ・ 質問通告書に基づき、1問目は登壇して各項目にわたり一括して質問を行い、自席で理事者からの答弁を受ける。2問目、3問目は自席で質問し答弁を受ける。
- ・ 毎定例会ごとに行われ、発言者数の制限はなし。

## (10) 意見書・決議

- ・ 所定の賛同議員数（提案者を含め3人）があれば、すべて提案できる。
- ・ 意見書（案）を会期前半（本会議第1日のおおむね3日前ぐらい）の議会運営委員会に提出する。各会派で持ち帰り調整の上、所定の賛同議員を得て、次回の会期後半の議会運営委員会で協議する。

◎平成30年提出件数 11件（原案可決11件）

## (11) 請願

- ・ 会議において、紹介議員から趣旨説明を求め、質疑を省略し、所管の委員会に付託する。
- ・ 前期定例会会期中の受理締切日時を超え、当期定例会の招集告示日の前日までに受理したものは、休会中に審査する。当期定例会招集告示日以降、当会期中の受理締切日時までに受理したものは、閉会中に審査する。
- ・ 委員会で議題とした後、参考のため市当局から現況説明を求め、質疑（意見書提出に関するものを除く）、討論の後、採決を行う。本会議では、委員長報告を行い、報告に対する質疑及び討論を経て採決を行う。

◎平成30年受理件数 0件

## (12) 陳情、要望

- ・ 受理期限はなく随時受け付けている。受理したら、所管委員会の委員に写しを送付する。

◎平成30年受理件数 19件

(13) 視察の受付状況

年度	来市数	人数	主な視察項目
平成 26 年度	37	265	定住促進プロモーション事業 (5 件)、ピロリ菌検査・除菌治療について (5 件)、子育て総合支援センター (3 件)、議会運営について (2 件)、バイオマスタウン構想について (2 件)
平成 27 年度	43	310	定住促進プロモーション事業(7件)、議会だよりの編集(7件)、ピロリ菌検査・除菌治療について (4 件)、三世代ファミリー定住促進事業 (4 件)、総合雨水対策事業 (3 件)、など
平成 28 年度	52	402	健幸ポイント事業(8件)、定住促進プロモーション事業(7件)、ピロリ菌検査・除菌治療について (5 件)、子育て総合支援センター、議会だよりの編集、自転車まちづくり向上計画 (各 3 件)、など
平成 29 年度	37	281	総合雨水対策アクションプラン(4件)、ピロリ菌対策事業(4件)、健幸ポイント事業、古曽部防災公園、議会だよりの編集、保育士・保育所支援センターの取り組み(各3件)、潜在保育士復帰支援事業、臨時保育室(各2件)、など
平成 30 年度	12	94	議会だより (3 件)、総合雨水対策アクションプラン (2 件)、自転車まちづくり向上計画、ピロリ菌対策、保育士・保育所支援センター、健幸ポイント、公共施設屋根貸し、立地適正化計画、生産緑地買取申出制度、小中一貫教育 (各 1 件) など

(14) 報 酬

(平成 6 年 1 0 月 1 日適用)

議 長	750,000 円
副 議 長	710,000 円
常任委員会委員長	680,000 円
※議会運営委員会委員長	680,000 円
議 員	660,000 円

期末手当(平成 3 0 年度実績)

6 月 (ヶ月)	1 2 月 (ヶ月)	計 (ヶ月)	加算率
2.125	2.275	4.4	20%

※ 議会運営委員会委員長の報酬は平成 1 2 年 5 月 2 2 日適用

(参考) 特別職報酬 (平成 2 7 年 8 月 1 日適用)

市 長	958,500 円
副 市 長	841,500 円
教育長・企業管理者	742,500 円
常 勤 監 査 委 員	524,700 円

期末手当 (平成 3 0 年度実績)

6 月 (ヶ月)	1 2 月 (ヶ月)	計 (ヶ月)	加算率
2.125	2.275	4.4	20%

※特別職の報酬は、10%減額措置

### (15) 旅 費

宿泊を要する旅費 (H23.7.15 改定)

鉄 道 賃	運賃 (グリーンを含む)
宿 泊 料	13,000円
日 当	3,000円
車 賃	実費

日帰り旅行の日当

片道 100 km以上 300 km未満	1,500円
片道 300 km以上	3,000円

※ 船賃は、鉄道賃に準じる

### 行政視察旅費

会 派 (年間1人当たり)	200,000円以内 随行職員 なし
常任委員会 (議員1人当たり)	85,000円以内 随行職員 1 委員会に2人
議会運営委員会 (議員1人当たり)	85,000円以内 随行職員 2人
議会だより編集委員会 (議員1人当たり)	85,000円以内 随行職員 2人
海外視察	友好・姉妹都市表敬訪問以外は、平成16年度から見合わせている

### (16) 政務活動費

交付月額	70,000円/人 (年額840,000円) ※平成4年7月適用
交付対象	議員
交付の時期	四半期ごと
収支報告書の提出者	議員または経理責任者
収支報告書提出先	議長
収支報告書の添付書類	会計帳簿、領収書等

☆平成20年4月1日施行

- ・ 高槻市議会政務調査費の交付に関する条例 (全部改正)
- ・ 高槻市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則 (全部改正)
- ・ 高槻市議会政務調査費の交付に関する事務処理要領 (新設)
- ・ 政務調査費の交付に関する公表及び公開に関する取扱要領 (新設)
- ・ 高槻市議会政務調査費運営協議会設置要領 (新設)

☆平成25年3月1日施行

- ・ 高槻市議会政務活動費の交付に関する条例 (一部改正)
- ・ 高槻市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則 (一部改正)

### (17) 高槻市議会議員政治倫理条例

市政に対する市民の信頼に応えるとともに、清廉かつ公正で、開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的に、議員提出議案として提案された。

☆平成20年12月18日 議決 平成21年4月1日 施行

### (18) 費用弁償 平成16年4月1日廃止

特別委員会への出席に限り支給されていた費用弁償 (日額9,100円) を廃止

(19) 会議録の作成、調製

区 分	本会議	委員会（常任・特別）
記録方法	デジタルレコーダー及びICレコーダーで事務局が録音	
調製方法	テープ反訳を外部委託	
契約方法	1年に1回指名競争入札。印刷業者は、入札	
調製時期	次回定例会告示までに完成	
製本冊数、配布先	55冊（各定例会・臨時会） 議員、財務管理室、法務ガバナンス 室、市立図書館、監査委員事務局、 国会図書館などに配布	なし（平成26年に冊子化を廃止）
Web ページへの会議 録掲載、掲載時期	外部委託（会議録検索システム）。平成4年以降の記録を収容。 掲載時期は、会議録調製後の約10日後	

(20) 議 会 報

名 称	たかつき市議会だより
創刊年月日	昭和48年1月24日
規 格	A4冊子6回 フルカラー 4ページ（1回） 8ページ（4回） 16ページ（1回）
編 集 体 制	議会だより編集委員会
編 集 委 員 会 の 構 成	議長、副議長及び各会派から、議会運営委員会委員選出基 準に基づいて選出された委員で構成。 現員数9人
発 行 回 数	年6回（4定例会号、正月号、臨時会号）
発 行 部 数	163,600部/回（平成31年度予算）
配 布 方 法 及 び 配 布 先	宅配業者による全戸配布（市広報誌と同時配布）

点字版（A4判） →市視覚障害者福祉協会から視覚障がい者に郵送  
 声（カセットテープ） →市視覚障害者福祉協会から視覚障がい者に郵送  
 手話（DVD） →議会事務局と障がい者福祉センター、図書館等で貸し出し

(21) 議会棟概要

完工年月日	昭和45年12月25日（市庁舎本館2階部分） 平成6年度 3階部分に第2～第5委員会室を設置
本会議場 議員控室 傍聴席	議場、ロビー、理事者控室 モニターテレビは理事者控室に設置 議員一人当たり8～10㎡を目安としている <本会議> 一般席 70席、車イス使用者席 8席 <委員会> 5席または、20席
駐車場	有効駐車台数15台（議員及び報道関係者用）

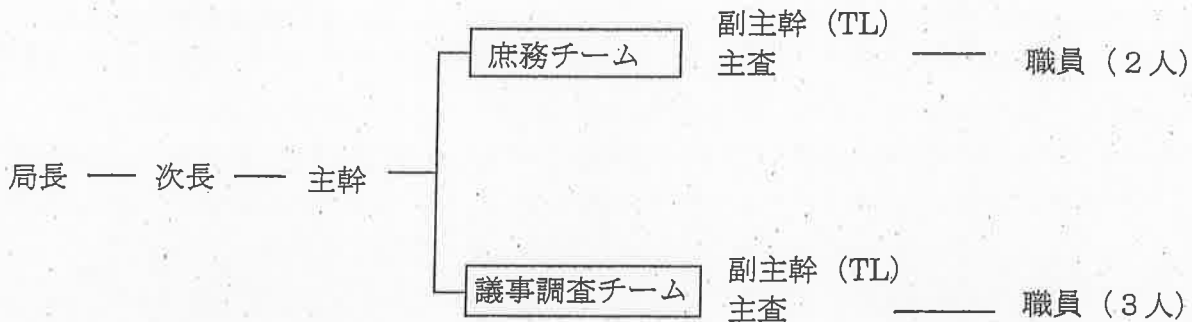
☆ 平成16年6月1日から市の公共施設の建物内を全面禁煙にしたことを受け、議会棟でも全面禁煙を実施。

(22) 議会図書室

図書室規定	昭和46年1月25日制定
延べ面積	40.96㎡
蔵書数	3,103冊（平成31年4月1日現在）
年間予算	1,451千円（追録含む）

(23) 議会事務局機構

定数15人、現員数12人

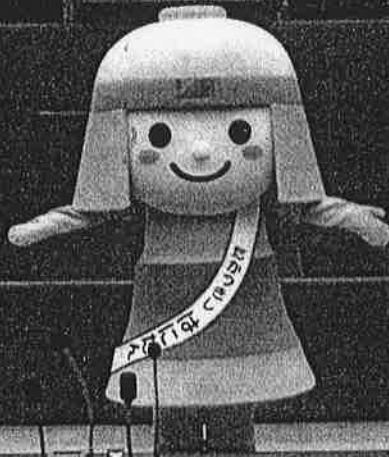


※職員数（平成31年4月1日現在）

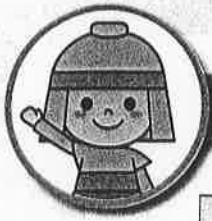
定数 2,668人  
現員数 2,488人（男1,602人 女886人）



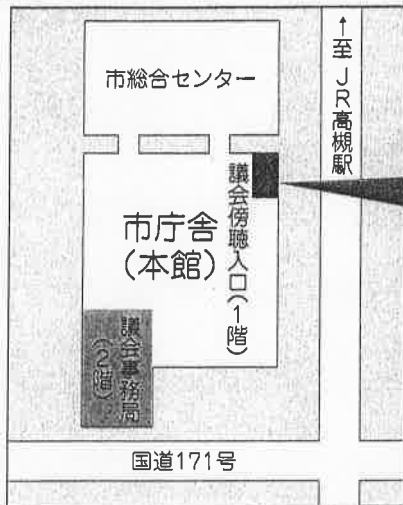
# 市議会のしおり



高槻市議会



## 市議会への傍聴のご案内



本会議や委員会は公開されており、誰でも傍聴することができます。市議会の活動を知る最も良い方法ですのでぜひお越しください。

傍聴席は、本会議場で78席(うち車椅子スペース8席)、委員会室で20席(会場により5席)あります。車椅子での傍聴もできます。

傍聴を希望される方は、会議当日にそれぞれの受付場所で傍聴券等の交付を受けてください。

**本会議** →市役所本館東側1階の議会傍聴入口

**委員会** →市役所本館2階の議会事務局

発行：高槻市議会

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号

TEL 072-674-7213

平成28年3月発行



# たかつき 市議会だより 市議会

No. 252

12月定例会

## Contents

12月定例会の概要	2
議案質疑	3
決算審査	4
議決結果、表決結果	5
一般質問	6
議会の日程等	8

市全域大防災訓練を  
2月10日(日曜日)に実施します



## 【行政視察の概要】

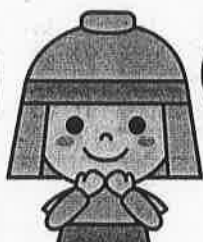
### 会派視察

- 会派・議員名 新政会議員団  
太田 貴子／米山 利治
- 日程・視察先 11月13日（火）石川県小松市
- ・視察項目 ・サイエンスヒルズこまつ  
11月14日（水）石川県金沢市  
・グッドマナーかなざわ
- 会派・議員名 市民連合議員団  
久保 隆夫／久保 隆／段野 恵美  
山口 重雄
- 日程・視察先 11月19日（月）熊本県宇土市
- ・視察項目 ・震災後の復興  
11月20日（火）熊本県玉名市  
・震災後の復興

## 本会議映像 録画配信のご案内

高槻市議会では、もっと気軽に市議会の活動を知ってもらえるよう、本会議の録画映像をインターネットで配信しているよ。

傍聴に来られないときでも、録画映像で議会活動を知ることができるので、ぜひ見てみてね。



このQRコードからアクセスできるよ！

雑記帳

「平成」の時代が幕を閉じ、新たな時代を迎える年になりました。元号の漢字2文字には、過去から現在に至るまでの理想の社会が託され、「平成」には「国の内外、天地とも平和が達成される」という願いが込められています。

時代が変わろうとも「平成」に込められた願いは同じです。昨年、本市を震源とする大阪府北部地震をはじめ、多くの自然災害に見舞われた1年でしたが、新時代も市民の皆様の平和をただ願うばかりです。

本欄は編集委員（議員）が交代で書いています。

## Information

### 議会の日程

- 2月 8日（金）10時 市街地整備促進特別委員会
- 13日（水）13時 史跡整備等特別委員会
- 27日（水）10時 議会運営委員会
- 3月 4日（月）10時 本会議（提案理由説明）
- 6日（水）10時 本会議（質疑）
- 8日（金）10時 福祉企業委員会
- 11日（月）10時 都市環境委員会
- 12日（火）10時 文教市民委員会
- 13日（水）10時 総務消防委員会
- 15日（金）10時 議会運営委員会
- 20日（水）10時 本会議（採決）

日程は変更される場合がありますので、傍聴の際には議会事務局までお問い合わせください。（TEL 674-7213）

## 議会日誌

平成30年

- 10月16日 決算審査特別委員会
- 17日 決算審査特別委員会
- 22日 決算審査特別委員会
- 23日 決算審査特別委員会

11月29日 議会運営委員会

12月 4日 本会議第1日

6日 本会議第2日

10日 文教市民委員会  
福祉企業委員会

11日 都市環境委員会  
総務消防委員会

14日 議会運営委員会

19日 本会議第3日

20日 本会議第4日

21日 議会だより編集委員会

平成31年

1月11日 議会運営委員会

16日 議会だより編集委員会

# たかつき 市議会だより 市議会

No. 253

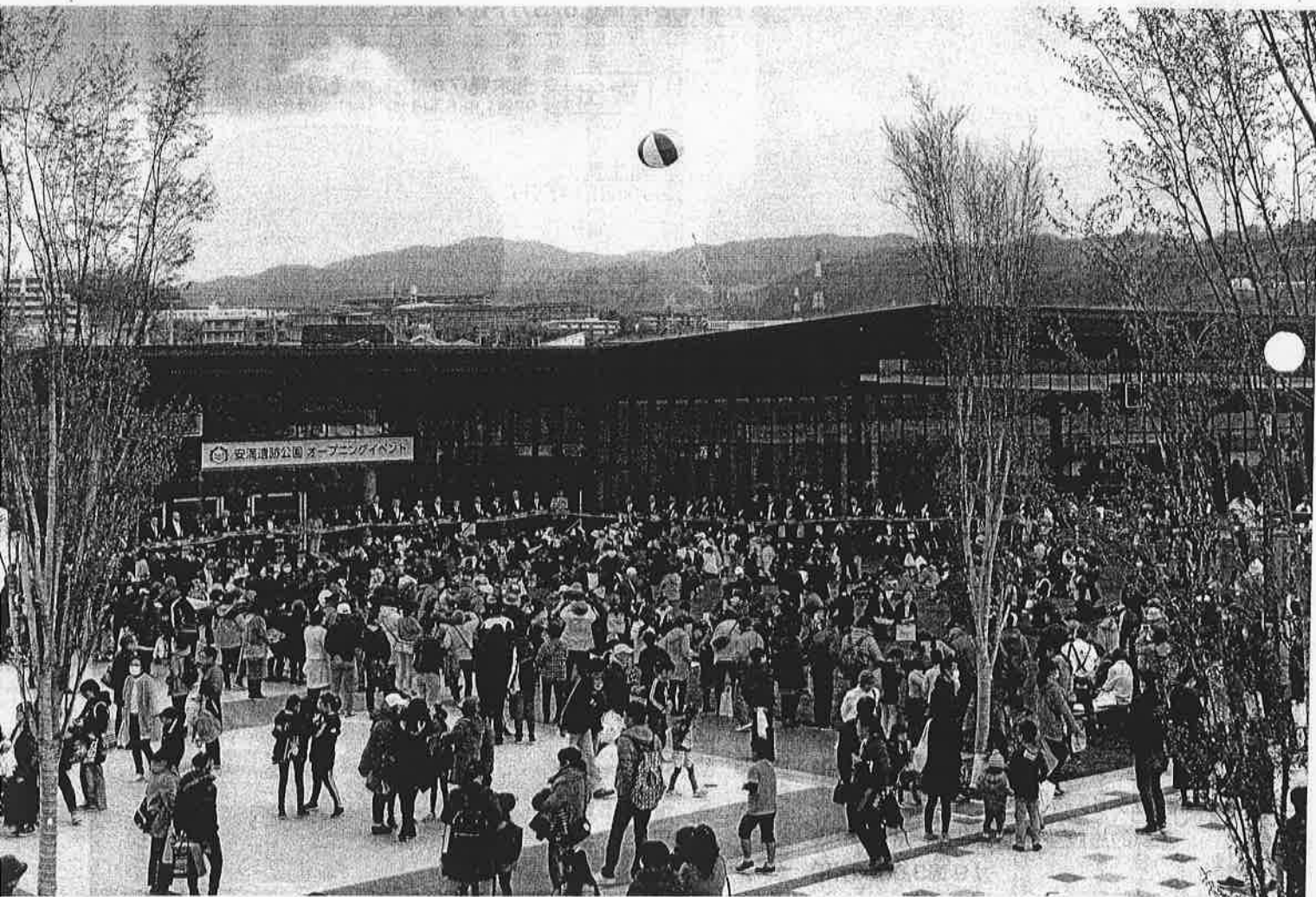
3月定例会

## Contents

3月定例会の概要	2
議案質疑	3
議案質疑、議決結果	4
表決結果	5
特別委員会報告	6
市議会議員選挙後の 予定等	8

市民とともに育てつづける

安満遺跡公園が一次開園



安満遺跡公園オープニングイベント

## 市議会議員選挙後の予定

平成31年4月21日（日）に高槻市議会議員選挙（議員定数34人）が行われました。

市議会議員選挙の結果は、市ホームページをご覧ください。

ここでは、市議会議員選挙後の予定をお知らせします。



市ホームページ▲

### 5月臨時会（5月下旬開催予定）

5月臨時会では、正副議長をはじめ、議会運営委員会・常任委員会・特別委員会の各委員の選任のほか、議会の役員を決めます。

なお、議員の紹介や新たな会派構成、議会の役員などは、7月1日発行の市議会だより（5月臨時会号）に掲載します。

### 6月定例会（6月中旬より開催予定）

6月定例会では、市長の施政方針演説に対する各会派の代表質問などを行います。

5月臨時会及び6月定例会の日程は、決まり次第、市議会ホームページでお知らせします。



市議会ホームページ▲

### 雑記帳

今回、令和最初の「議会だより」の発行となりました。改元直後の6月には、大阪でG20サミット、その後、東京オリンピック・パラリンピック、大阪・関西万博など数年の間に、日本の歴史に新たな1ページが刻まれるような大きな出来事が予定されており、『令和』に明るい未来を期待したいです!!

私たち編集委員は、この議会だよりの編集が最後となりました。これまで読んでいただいた市民の皆様に御礼を申し上げます。

本欄は編集委員（議員）が交代で書いています。

### 議会日誌

- 1月18日 地方分権推進特別委員会
- 22日 新名神・交通体系等対策特別委員会
- 31日 都市環境委員会協議会  
福祉企業委員会協議会  
史跡整備等特別委員会
- 2月8日 市街地整備促進特別委員会
- 13日 史跡整備等特別委員会
- 27日 議会運営委員会
- 3月4日 本会議第1日
- 6日 本会議第2日
- 8日 福祉企業委員会
- 11日 議会運営委員会  
本会議第3日  
都市環境委員会
- 12日 文教市民委員会
- 13日 総務消防委員会
- 15日 議会運営委員会
- 20日 本会議第4日  
議会だより編集委員会
- 4月10日 議会だより編集委員会

たかつき  
市議会だより  
会

No. 254

5月臨時会

Contents

新議員の紹介 ..... 2  
5月臨時会の概要、  
正副議長就任のごあいさつ等 4  
表決結果等 ..... 5  
役員一覧 ..... 6  
高槻市議会の流れ ..... 8

新緑輝く 自然豊かな摂津峡



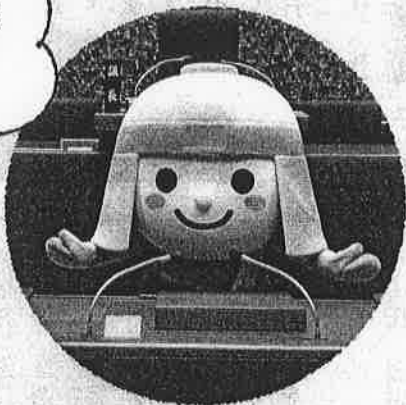
# 高槻市議会の流れ



議会には、定期的に年4回開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があるんだよ。今回は「定例会」の基本的な流れを紹介するね。

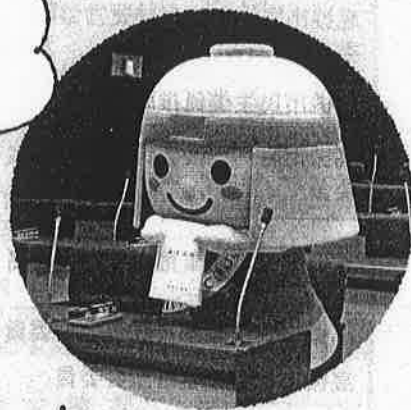
## 本会議 1日目 (開会)

市長や部長から条例や予算などの議案の説明があるよ。



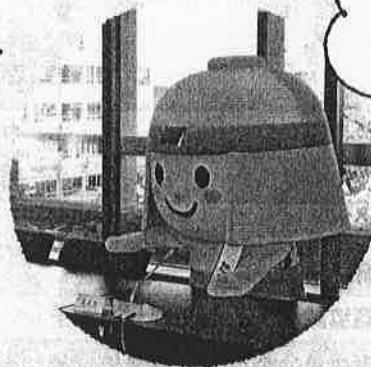
## 本会議 2日目

議員が1日目に説明のあった議案に対して質問し、そのあと、もっと詳しく審査するため、4つの常任委員会に議案の審査を任せるんだ。



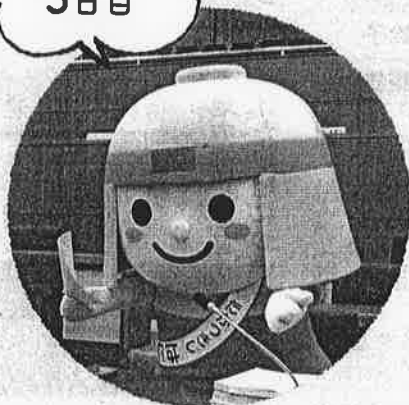
## 委員会

議員は4つの常任委員会に分かれて、条例や予算などの議案に対し、市職員に質問をしたあと、委員会として採決するよ。



## 本会議 3日目

常任委員会で話し合った内容を報告し、議案に対して賛成か反対か、議会としての最終判断を採決して決定するんだ。採決が終わったあとは、議員が市政全般に対して質問する「一般質問」を行うよ。



## 本会議 4日目 (閉会)

3日目に引き続いて、「一般質問」を行ったあと、定例会を閉会して終わるんだ。



傍聴にきてみてね!

※このほか、3月定例会（改選期は6月定例会）には、市長の施政方針説明に対する代表質問も行われるなど、定例会の日程は内容によって異なる場合がありますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせいただくか、市議会ホームページをご覧ください。



(☎ 674-7213)

▲市議会ホームページ

# たかつき 市議会 だより 会

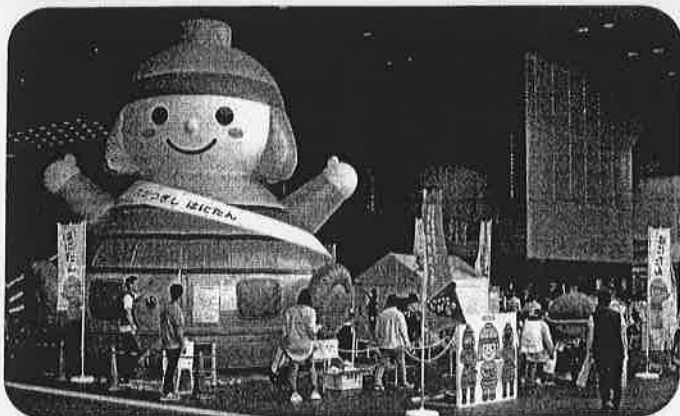
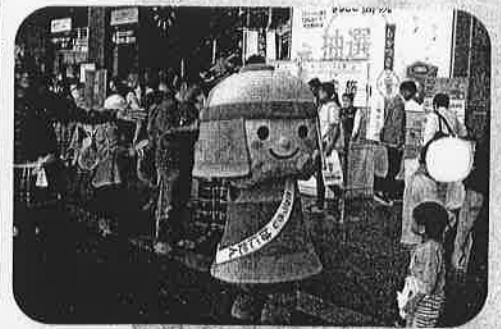
No. 255

6月定例会

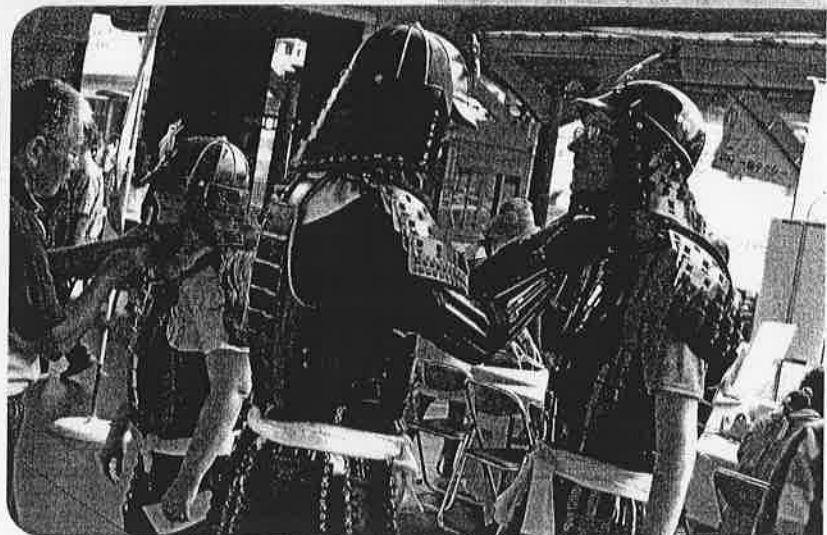
## Contents

6月定例会の概要	2
令和元年度施政方針	3
代表質問	4
議案質疑	11
議案質疑、議決結果	12
表決結果	13
一般質問	14
議会の日程等	16

高槻市の魅力を発信するイベント  
「まるごと高槻」を開催します



JR大阪駅・京都駅にて、昨年撮影



「まるごと高槻」とは、高槻市の魅力をまるごと知ることができる観光PRイベントで、9月7日(土)にJR大阪駅、9月23日(月・祝)にJR京都駅にて開催予定です。

議会の日程

- 9月 2日(月) 10時 議会運営委員会
- 5日(木) 10時 本会議(提案理由説明)
- 9日(月) 10時 本会議(質疑)
- 11日(水) 10時 文教にぎわい委員会  
福祉企業委員会
- 12日(木) 10時 市民都市委員会  
総務消防委員会
- 18日(水) 10時 議会運営委員会
- 24日(火) 10時 本会議  
(採決、一般質問)
- 25日(水) 10時 本会議(一般質問)

日程は変更される場合がありますので、傍聴の際には議会事務局までお問い合わせください。(TEL 674-7213)

行政視察の概要

委員会視察

●議会運営委員会

視察者 福井 浩二／吉田 忠則  
岡井寿美代／木本 祐  
久保 隆／中村 玲子  
宮田 俊治／森本 信之  
吉田 章浩

日程・視察先 8月1日(木) 岡山県岡山市  
・視察項目 ・平成30年7月豪雨災害の状況と市議会の対応  
・議会運営全般  
8月2日(金) 岡山県倉敷市  
・平成30年7月豪雨災害の状況と市議会の対応  
・議会運営全般

会派視察

●会派・議員名 立憲民主党たかつき  
岡井寿美代／遠矢家永子  
森本 信之

日程・視察先 7月23日(火) 徳島県勝浦郡上勝町  
・視察項目 ・葉っぱビジネス(彩事業)  
7月24日(水) 徳島県鳴門市  
・男女共同参画条例

本会議映像録画配信のご案内

高槻市議会では、もっと気軽に市議会の活動を知っていただけるよう、本会議の録画映像をインターネットで配信しています。

傍聴に行くことができないときでも、録画映像で議会活動を知ることができます。

14面のQRコードからアクセスできます。  
ぜひご覧ください。



議会日誌

- 6月13日 議会運営委員会
- 18日 本会議第1日
- 25日 本会議第2日
- 26日 本会議第3日
- 28日 福祉企業委員会
- 7月 1日 都市環境委員会
- 2日 文教市民委員会
- 3日 総務消防委員会
- 5日 議会運営委員会
- 11日 議会運営委員会  
本会議第4日
- 12日 本会議第5日
- 16日 議会だより編集委員会
- 26日 議会運営委員会
- 8月16日 議会だより編集委員会

雑記帳

令和に入り、初めての臨時会、定例会が無事に終了いたしました。新たな議長・副議長のほか、議会運営委員会・常任委員会・特別委員会の各委員、議会の役員が選任され、高槻市議会は新しい『令和』の時代にこぎ出しました。

当編集委員会もメンバーが一新され、市民の皆様にご理解いただける、わかりやすい誌面作りを目指します。

本欄は編集委員(議員)が交代で書いています。



# たかつき 市議 だより 会

No. 256

9月定例会

## Contents

9月定例会の概要	2
議案質疑	3
一般質問	4
議決結果、表決結果	6
政務活動費に関する お知らせ	7
議会の日程等	8

今城塚古墳にて古代とアートの祭典  
「come come\*はにコット」開催



日本経済新聞のNIKKEIプラス1・何でもランキング「ロマンに興奮!! 古墳巡り」で  
全国15万基以上ある古墳の中から今城塚古墳が1位に輝きました

行政視察の概要

委員会視察

●議会だより編集委員会

- 視察者** 真鍋宗一郎／五十嵐秀城  
岡井寿美代／甲斐 隆志  
高島佐浪枝／出町ゆかり  
遠矢家永子／山口 重雄  
吉田 章浩
- 日程・視察先** 8月21日(水) 長野県長野市  
**・視察項目** ・議会広報と議会だよりの編集  
8月22日(木) 長野県佐久市  
・議会広報と議会だよりの編集

会派視察

- 会派・議員名** 公明党議員団  
五十嵐秀城／高島佐浪枝  
三井 泰之／吉田 忠則
- 日程・視察先** 8月19日(月) 東京都荒川区  
**・視察項目** ・こどもの貧困対策  
8月20日(火) 東京都葛飾区  
・おでかけあんしん事業  
(認知症事故に対する保険導入)

- 会派・議員名** 公明党議員団  
笹内 和志／灰垣 和美  
宮田 俊治
- 日程・視察先** 8月21日(水) 神奈川県座間市  
**・視察項目** ・断らない相談支援  
8月22日(木) 東京都港区  
・施設一体型小中一貫教育



議会の日程

- 11月 5日(火) 10時30分 議会運営委員会  
25日(月) 10時 議会運営委員会  
28日(木) 10時 本会議  
(提案理由説明)
- 12月 2日(月) 10時 本会議(質疑)  
4日(水) 10時 文教にぎわい委員会  
福祉企業委員会  
市民都市委員会  
総務消防委員会  
5日(木) 10時 議会運営委員会  
11日(水) 10時 本会議  
16日(月) 10時 本会議  
(採決、一般質問)  
17日(火) 10時 本会議(一般質問)

日程は変更される場合がありますので、傍聴の際には議会事務局までお問い合わせください。(TEL 674-7213)

議会日誌

- 9月 2日 議会運営委員会  
5日 本会議第1日  
9日 本会議第2日  
11日 文教にぎわい委員会  
福祉企業委員会  
12日 市民都市委員会  
総務消防委員会  
18日 議会運営委員会  
24日 本会議第3日  
25日 本会議第4日  
26日 議会だより編集委員会
- 10月 9日 議会運営委員会  
11日 議会だより編集委員会

雑記帳

9月議会も終了し、ようやく秋の気配を感じる季節となりました。  
さて、前号より試行的に、一般質問を実施した議員全員の記事を掲載しています。新しい取り組みに向け、より分かりやすく充実した議会だよりを発行するために、議会だより編集委員会では、8月21日～22日、長野市と佐久市を視察してきました。他市の取り組みから学ばせていただいたことを生かしながら、今後もより議会を身近に感じていただける誌面を目指します。

本欄は編集委員(議員)が交代で書いています。

# たかつき 市議会だより 市議会

No. 257

令和2年 正月号

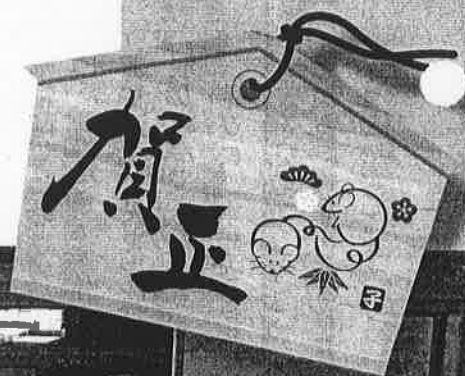
## Contents

新年のごあいさつ ..... 2

議会活動のいろいろ ..... 3

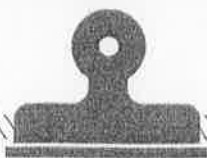
災害時等の市議会の  
行動を定めたマニュアルを  
策定しました ..... 4

新年明けまして  
おめでとうございます



昨年開催された王将戦の様子

今年も高槻市において、将棋8大タイトル戦の一つである王将戦を、  
1月25日(土)、26日(日)にわたり開催予定です。



## 災害時等の市議会の行動を定めた マニュアルを策定しました



### 策定の 背景

これまで、市議会や議員の災害時の行動を示すルールがなく、それぞれの議員が個別に判断し、行動していました。そこで、大阪府北部地震の被災地としての経験を基に、市議会は災害対策本部の活動を側面的に支援することを基本として、全ての議員は共通認識の下、発災直後からちゅうちょすることなく、迅速かつ円滑な行動と議会運営を実践するため、具体的な行動判断基準等を取り入れた「高槻市議会災害時初動及び平常時等における行動マニュアル」を策定することにしました。



### 議員の 行動内容

発災直後は、災害対策本部に寄せられる被災情報や要望等が錯そうし混乱状態になるので、全ての議員は、次の図に基づき行動することを徹底するとともに、会議等中に発災した地震や風水害に応じた行動基準や、災害時の情報伝達体制等を明確化しました。



このほか、議長・副議長や議員の果たすべき役割、行動内容、職務代理をはじめ、平常時の取り組みなどについても定めたよ!

「高槻市議会災害時初動及び平常時等における行動マニュアル」について更に詳しく知りたい場合は、市議会ホームページをご覧ください。  
市議会ホームページ▶



## 令和元年台風第19号の被災地に義援金を送りました

令和元年台風第19号で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。  
高槻市議会では、全国市議会議長会を通じて、議員全員から集めた100万円を義援金として送りました。